



成長をみんなで支え こども・若者が夢と希望を持って
幸福な生活を送る 笑顔あふれるまち うれしの



嬉野市

こども計画



令和7年3月
嬉野市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 こども計画の概要・位置づけ.....	3
3 こども・若者の発達段階と意識.....	5
第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く現状.....	9
1 こども・若者、家庭の統計データの動向.....	10
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況・評価.....	16
3 こども計画策定のためのアンケート調査結果の概要.....	24
4 関係団体ヒアリング調査結果.....	30
5 課題の整理.....	32
第3章 計画の基本的な方向.....	35
1 計画の基本理念.....	36
2 計画の目標.....	37
3 計画の体系.....	38
第4章 施策の展開.....	39
基本目標1 こども・若者の成長を切れ目なく支えます.....	40
基本目標2 こども・若者の困難さに、心に響く支援を行います.....	49
基本目標3 子育て家庭を地域で支えます.....	63
第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	67
1 教育・保育提供区域の設定.....	68
2 教育・保育事業の量の見込み、確保方策.....	69
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策.....	72
第6章 第2次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画.....	85
1 計画の策定にあたって.....	86
2 ひとり親家庭等の現状と課題.....	90
3 ひとり親家庭への施策の展開.....	92
施策1 ひとり親家庭等への生活・子育て支援の充実.....	92
施策2 ひとり親家庭等への経済的支援の充実.....	93
施策3 ひとり親家庭等への就労支援の充実.....	94
施策4 相談体制・情報提供の充実.....	95

第7章 計画の推進にあたって.....	97
1 計画の推進体制.....	98
2 計画の進捗管理・評価.....	98
3 嬉野市こども計画の指標、目標値.....	99
資料編.....	101
嬉野市子ども・子育て会議条例.....	102
嬉野市子ども・子育て会議委員名簿.....	103
計画策定の経緯.....	104

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、出産年齢の上昇や共働き家族の増加等により、出生数の減少傾向が続き、少子化が急速に進行しています。このため、平成15年に、「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を定め、少子化対策と次代を担うこどもと子育て家庭を社会全体で支える取組を進めてきました。

平成24年には「子ども・子育て3法」が制定され、幼児期の学校教育・保育の一体的提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとし、市町村における子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けました。

また、児童虐待やいじめ、不登校、若者のひきこもりや経済的な困窮が深刻化する中で、様々な困難や課題を抱えるこどもや若者が増加している状況を踏まえ、平成22年度には、こども・若者の育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の支援を図るため、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、「子ども・若者計画」の策定を努力義務としました。

さらに、生活に困難を抱える家庭におけるこどもの貧困対策のために、令和元年6月に「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、市町村における「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務としました。

嬉野市では、平成17年度から平成26年度まで「嬉野市次世代育成支援行動計画」に基づき子育て支援の施策を推進し、平成27年3月には、「嬉野市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期嬉野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、施策を推進してきました。

第2期嬉野市子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法に定める「市町村行動計画」、「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」を一体的に策定し、これに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条の規定に定める「ひとり親家庭等自立促進計画」の施策を含めた計画として策定しています。

国は、令和5年4月1日にこども基本法を施行し、同法第9条でこども大綱を位置づけ、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」を、令和5年12月に閣議決定しました。さらに、こども基本法第10条において、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を策定することを努力義務としました。

令和6年度に、第2期嬉野市子ども・子育て支援事業計画が計画の最終年度を迎えることから、少子化対策基本法に基づく少子化対策、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、子どもの貧困対策計画、子ども・若者計画を一体的に策定を行うとともに、ひとり親家庭自立促進計画を含んだ「嬉野市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

2 こども計画の概要・位置づけ

(1) こども計画策定の目的

本市の全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができ、社会を実現するために、こども計画の策定を行います。

(2) こども基本法に定める計画の概要

こども基本法では、市町村こども計画はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、策定することとされており、こども大綱は次の事項を含みます。

■こども大綱に含む事項

こども大綱に含む事項	記載事項
少子化社会対策基本法 第7条第1項	総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策 (以下、「少子化対策」と称す)
子ども・若者育成支援推進法 第8条第2項 (※1)	①教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各 関連分野における施策 ②子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備
子どもの貧困対策の推進に関 する法律第8条第2項各号 (※2)	①教育の支援 ②生活の安定 ③保護者の就労支援 ④経済的支援等

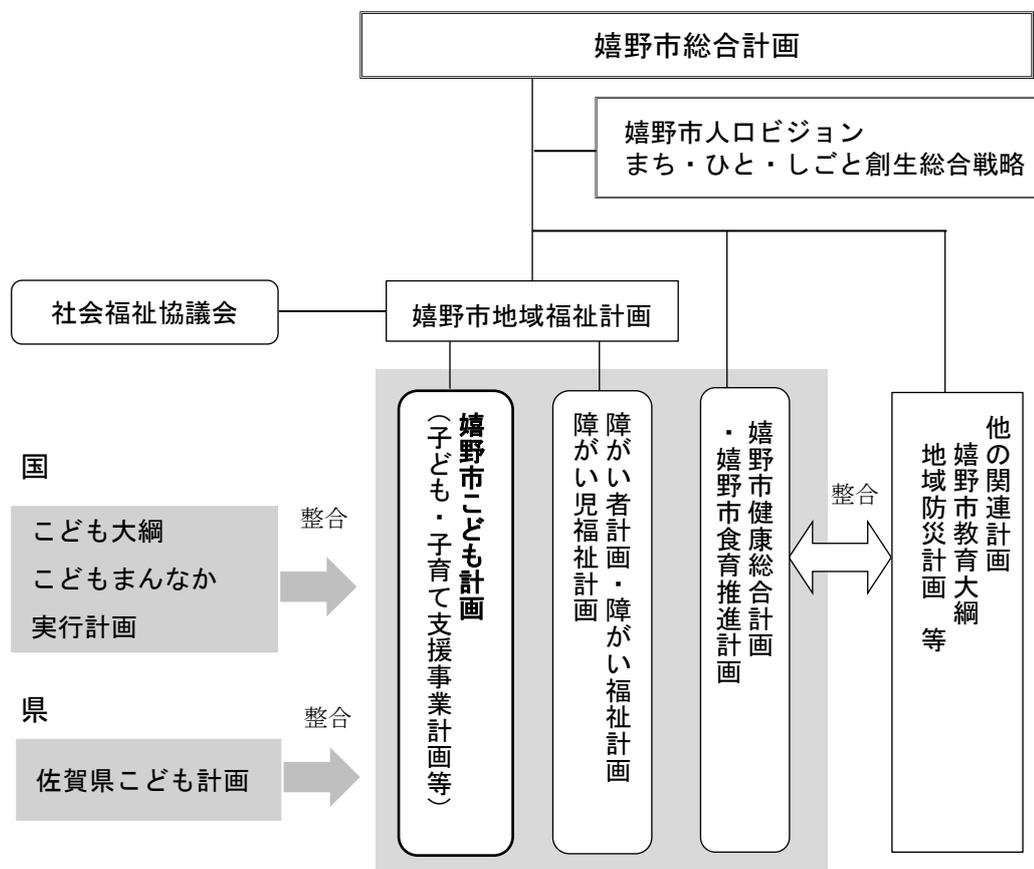
嬉野市こども計画は、以下の計画を一体的のものとして作成します。

■嬉野市こども計画に一体的に策定する計画

一体として策定する計画	記載事項	
子ども・若者計画	(上記表※1の内容)	
子どもの貧困対策推進計画	(上記表※2の内容)	
その他法令 の規定によ り市町村が 作成する計 画	次世代育成支援 行動計画	①地域における子育ての支援 ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の確保 ④子育てを支援する生活環境の整備 ⑤職業生活と家庭生活との両立の推進 ⑥子ども等の安全の確保 ⑦要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進
	子ども・子育て 支援事業計画	①幼児期の学校教育・保育の量の見込、提供体制確保の内容 ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保
	ひとり親家庭自 立促進計画	ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策

(3) 計画の位置づけ

■ 嬉野市こども計画の位置づけ



(4) 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

(5) 計画の策定方法

1) アンケートの実施

子育て家庭の実態や支援のニーズ、こども及び保護者の生活状況、こども・若者の意識や生活状況を把握するために、各種アンケート調査を実施しました。(24頁参照)

2) 関係団体等ヒアリング

子育て家庭の状況、サービスの利用の状況、こども・若者の実態を把握するために、関係団体、関係機関にヒアリング調査を実施しました。(30頁参照)

3) 子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、学識経験者、子育て支援に関する事業者や関係団体等で構成する「嬉野市子ども・子育て会議」の協議に基づいて策定しました。

3 こども・若者の発達段階と意識

(1) こどもの発達段階

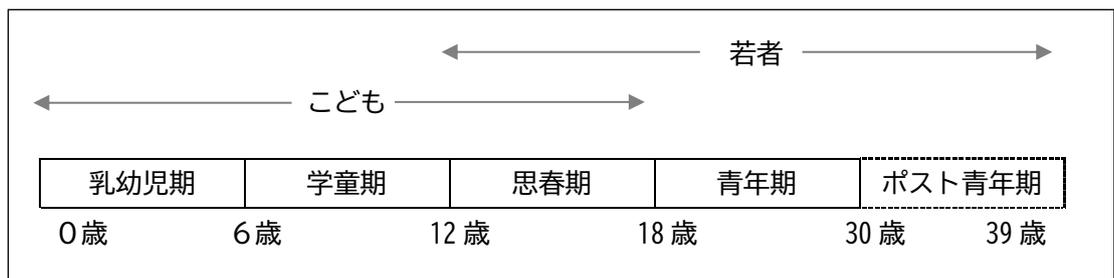
本計画の対象者は、こども大綱を踏まえ、下表の発達段階（ライフステージ）のこども・若者とします。各発達段階の特徴を整理します。

1) 計画の対象（発達段階の特徴）

計画の対象		発達段階（ライフステージ）の特徴
乳幼児期		<ul style="list-style-type: none"> ・愛着の形成（人に対する基本的信頼感の獲得）の時期です。 ・基本的な生活習慣が形成され、道徳性や社会性が芽生えます。
学童期	小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・周りの児童との人間関係が形成されます。 ・発達の個人差から自己に対する肯定感を持ってないことや、劣等感を持ちやすくなります。 ・自他の尊重の意識や他者への思いやりの意識などが形成されます。
思春期	中学校 高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始めます。 ・仲間同士の評価を強く意識する傾向がみられます。 ・こどもによっては、親への反抗期が生じます。
青年期	概ね 18 歳以上 30 歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の混乱から脱して、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるかを模索し始めます。
ポスト青年期	30 歳以上 39 歳 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・青年期を過ぎ、社会の各分野に関して、自分の資質や能力を養い、努力する時期と言えます。 ・一方で円滑な社会生活を営むことに困難を有する若者もいます。

※資料：文部科学省 「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」に加筆

■こども・若者の発達段階の年齢区分



2) 発達段階の特性

① 乳幼児期

こどもの将来にわたる身体的・精神的・社会的に良好な状態の基礎を培う、人生にとって重要な時期です。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められることによって、自己肯定感を持って成長することができるようになります。

② 学童期

こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。

② 思春期

性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界に気付き、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱える場合があり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩む繊細な時期でもあります。

③ 青年期

心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間です。大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。自らの価値観や生き方を確立しようとしませんが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安を感じる場合があります。

※資料：こども大綱

(2) こども・若者の主観的幸福度

1) こどもの主観的幸福度

こどもの主観的幸福度は、文部科学省においてウェルビーイング（持続的幸福感）の概念で分析されています。

こどものウェルビーイングは、次の要素を向上させることが重要とされています。

- ① 自己肯定感 : 自分にはよいところがあると思う
- ② 自己実現 : 将来の夢や目標を持っている
- ③ 人とのつながり : 友人、地域の人との関わり
- ④ 利他性・社会貢献意識 : 地域や社会をよくするために何かを試みる

※資料：「次期教育振興基本計画（答申）」文部科学省 中央教育審議会 資料

2) 20歳以上の成人の主観的幸福度

20歳以上の成人においては、主観的幸福度は、次の要素との相関が高いと言われています。

- ① 暮らしの質 : 生活を楽しんでいる
- ② 生きがい : 自分の将来に希望がもてる
- ③ 心の状態 : 私は朗らかだと感じている
- ④ 社会とのつながり : 他者とのつながりがある

※資料：「日本人の主観的幸福感」東京大学未来ビジョン研究センター

3) 幸福感、自己肯定感、将来への希望に係る要素

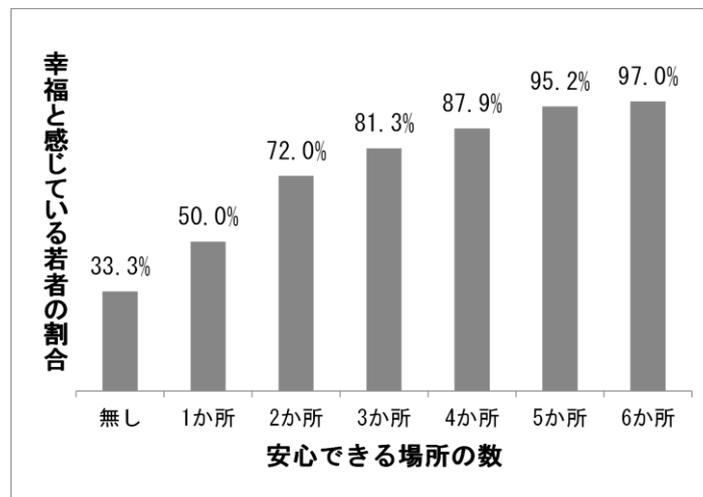
幸福感・自己肯定感・将来への希望に相関が高いのは次の要素とされており（※）、本市のアンケート結果でも下図のように、それぞれの数値が高いほど、今の幸福感や自己肯定感が高く、将来への希望が高くなる傾向となっています。

- ① 安心できる場所の数
- ② 信頼できる人がいる場の数
- ③ 困ったときに助けてくれる人がいる場の数

※資料：「こども・若者の意識と生活に関する調査 報告書」令和5年3月 内閣府

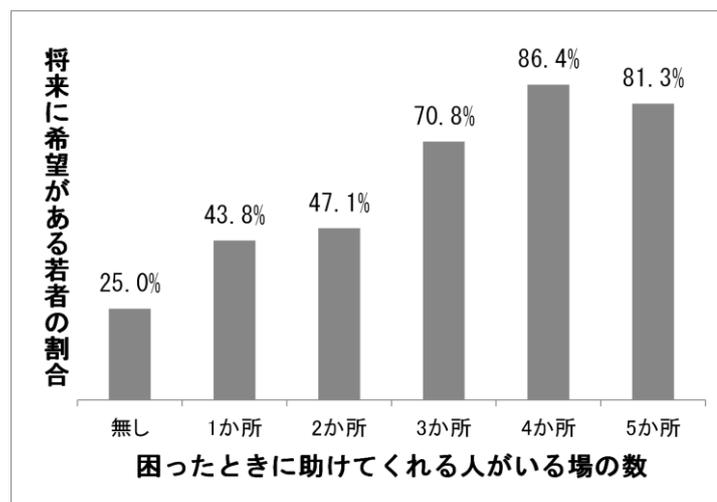
■ 「安心できる場所の数」と【今の幸福感】との関係

【今の幸福感】

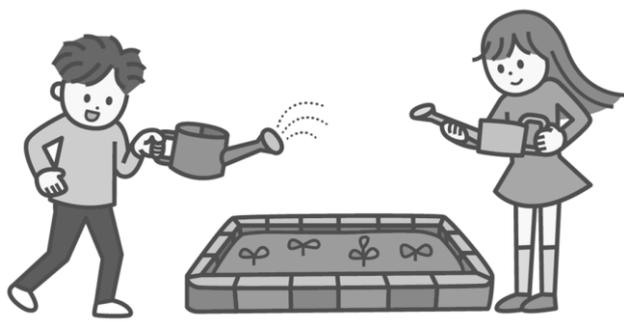


■ 「困ったときに助けてくれる人がいる場の数」と【将来への希望との関係】

【将来への希望】



※資料：「嬉野市子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート調査 報告書」から作成 令和6年3月





第2章 こども・若者と子育て家庭を取り巻く現状

1 こども・若者、家庭の統計データの動向

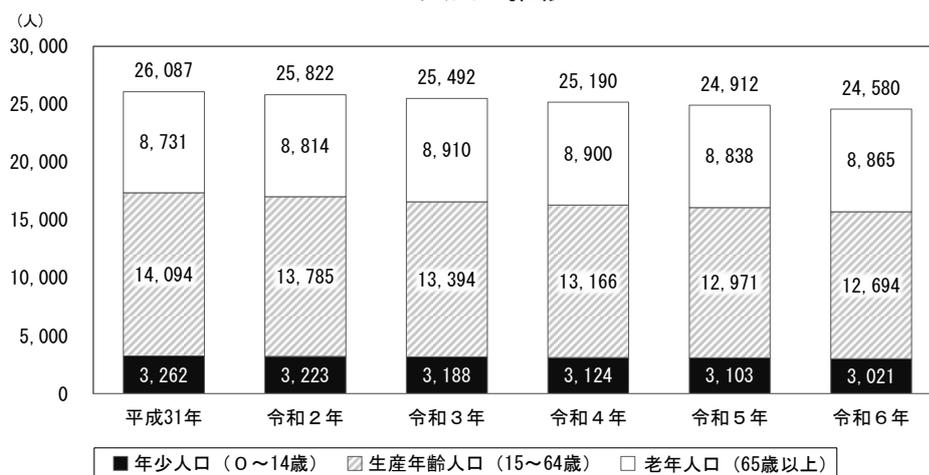
(1) 人口・世帯数の動向

1) 人口の推移

① 人口の推移

人口は、第2期計画の令和2年度以降、減少傾向となっています。年少人口（0～14歳）は減少し、平成31年から令和6年までで241人減少しています。

■人口の推移

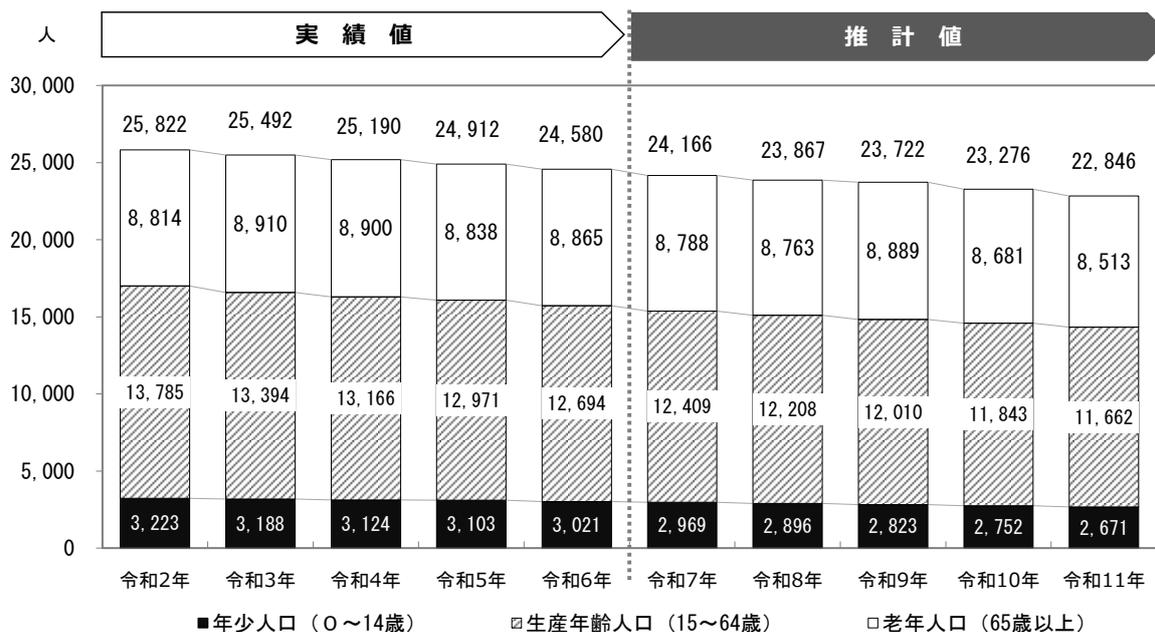


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

② 人口の推計

人口は、令和6年の24,580人から令和11年で22,846人と推計され、1,734人（7.1%）の減少となります。（推計方法は、コーホート法）

■人口の推計

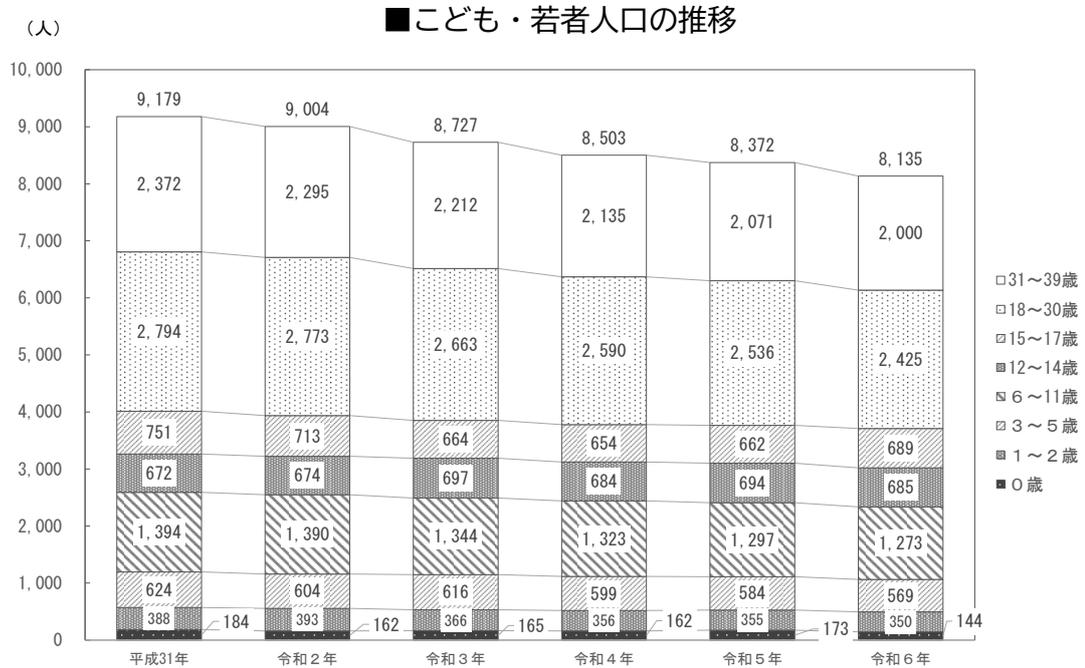


2) 子ども・若者の人口の推移

① 子ども・若者の人口の推移

0歳から39歳までの人口は、各年齢区分とも減少傾向にあります。

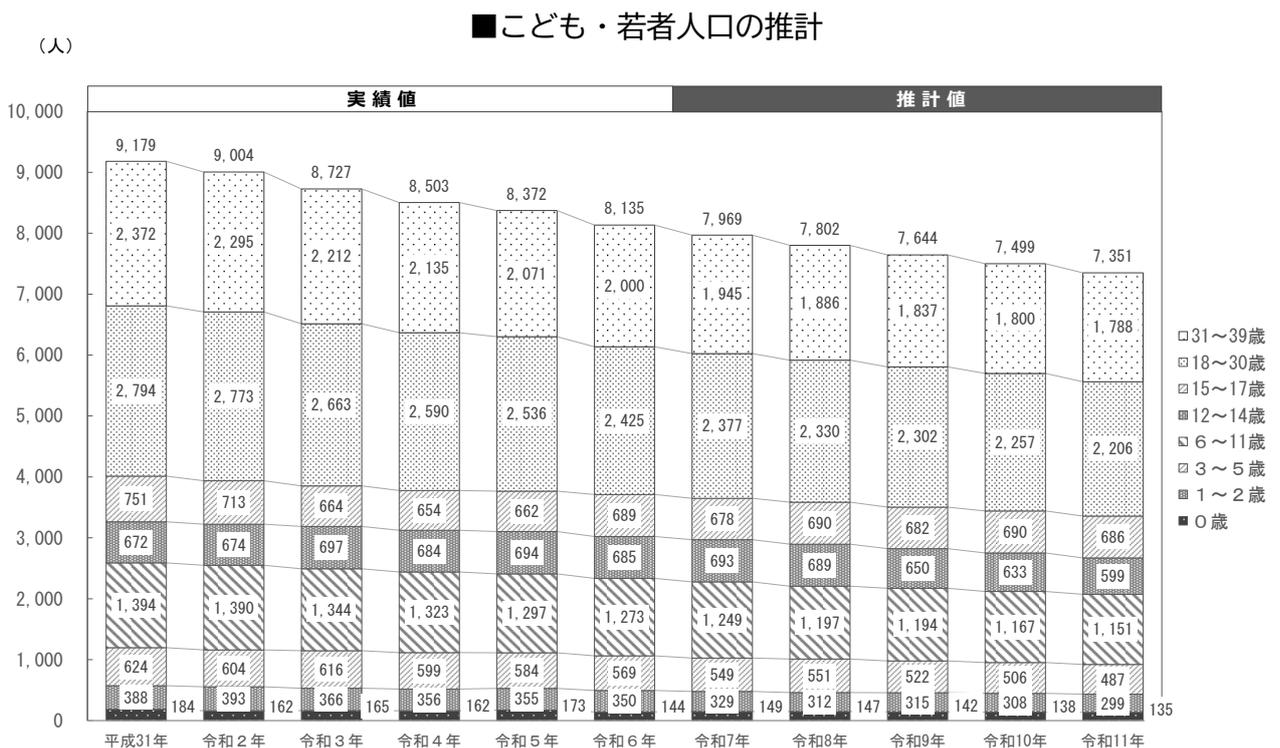
過去5年間（平成31年から令和6年）で、1,044人（11.3%）減少しています。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）

② 子ども・若者人口の推計

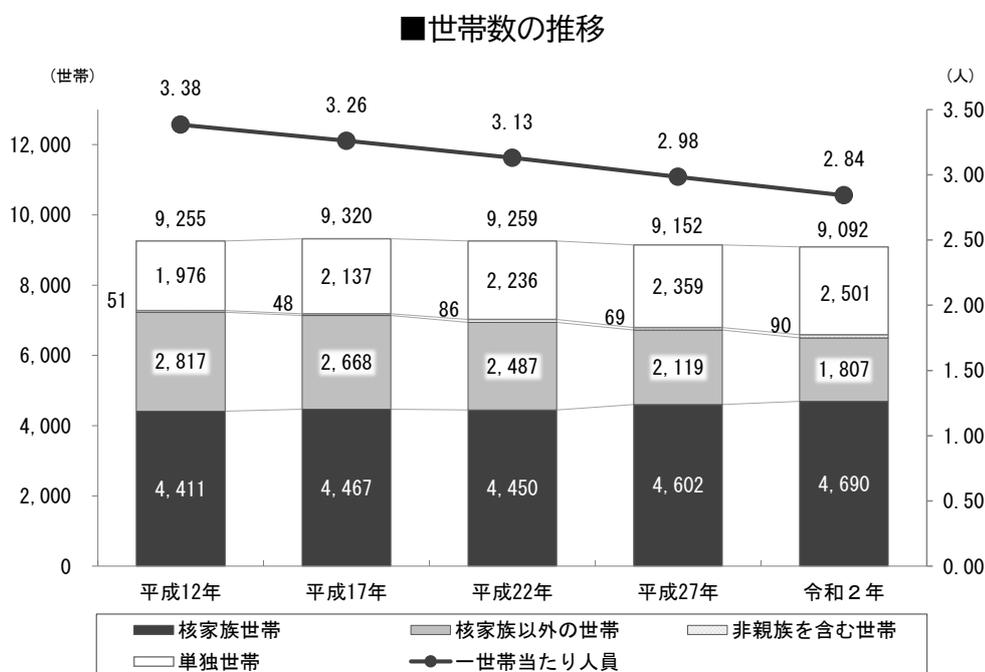
0歳から39歳までの人口は、令和6年の8,135人から令和11年で7,351人と推計され、784人（9.6%）の減少となります。（推計方法は、コーホート法）



2) 世帯数の推移

① 世帯構成別推移

一般世帯数合計は、平成17年の9,320世帯が令和2年で9,092世帯となり、減少しています。内訳では、単独世帯、核家族世帯が増加しています。このため、1世帯当たり人員は減少し、令和2年で2.84（人／世帯）となっています。



※世帯の家族類型の「不詳」が平成27年は3名、令和2年は4名いますが、世帯数合計には「不詳」を含みます。資料：国勢調査（各年10月1日）

② こどものいる世帯の推移

6歳未満の親族（こども）のいる世帯数、18歳未満の親族（こども）のいる世帯数は、それぞれ、平成12年から令和2年にかけて減少し、一般世帯総数に占める割合は、6歳未満の親族（こども）のいる世帯は、4.7%の減少、18歳未満の親族（こども）のいる世帯は、13.9%の減少となっています。両者の減少傾向は、県全体の動向と同様となっています。

■こどものいる世帯数の推移

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	嬉野市	佐賀県								
一般世帯総数（世帯）	9,255	278,306	9,320	287,431	9,259	295,038	9,152	301,009	9,092	311,173
6歳未満の親族のいる世帯数（世帯）	1,282	37,806	1,123	35,593	972	33,086	892	31,768	838	28,672
一般世帯に占める6歳未満の親族のいる世帯割合	13.9%	13.6%	12.0%	12.4%	10.5%	11.2%	9.7%	10.6%	9.2%	9.2%
18歳未満の親族のいる世帯数（世帯）	3,340	94,642	2,943	87,434	2,592	81,980	2,251	77,245	2,018	71,050
一般世帯に占める18歳未満の親族のいる世帯割合	36.1%	34.0%	31.6%	30.4%	28.0%	27.8%	24.6%	25.7%	22.2%	22.8%

資料：国勢調査

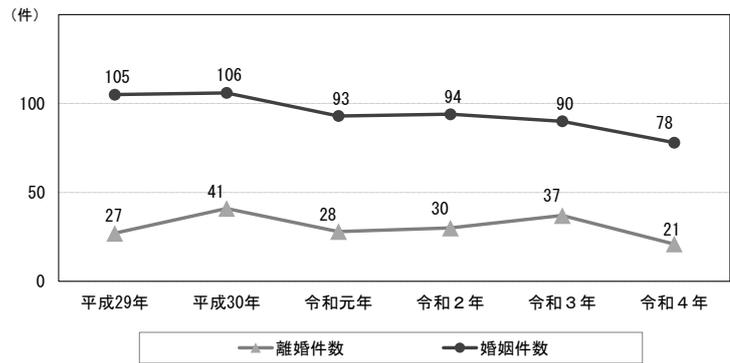
(2) 婚姻・出生の動向

1) 婚姻の動向

婚姻件数は、減少傾向にあり、平成29年の105件から令和4年の78件となり、27件減少しています。

離婚件数は、増減がありますが、令和4年で21件と減少してしています。

■婚姻・離婚の動向



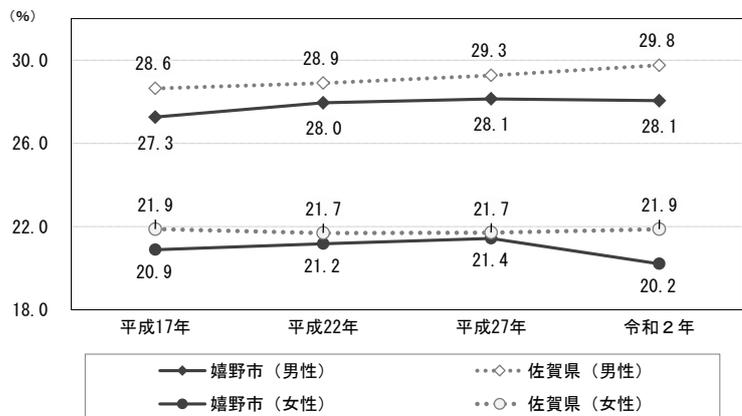
資料：国勢調査

2) 未婚率の推移

男性の未婚率は、令和2年で28.1%となり、横ばいで推移しています。女性は令和2年で20.2%となり、平成27年から減少しています。

男女とも佐賀県の値より低い状況となっています。

■未婚率の推移

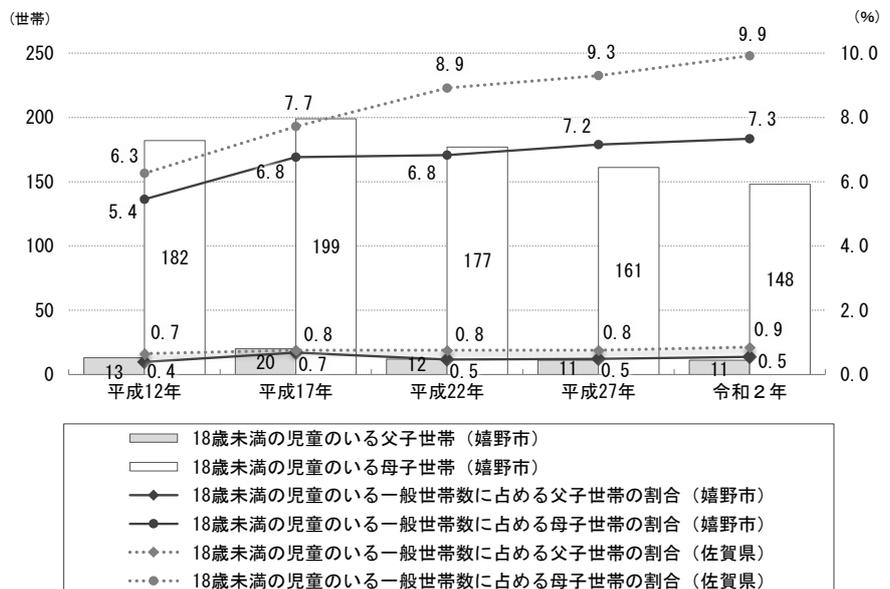


資料：国勢調査

3) ひとり親家庭の状況

本市の18歳未満の児童がいるひとり親の世帯数は、母子世帯で平成22年以降減少傾向にありますが、一般世帯に占める割合は微増となっています。父子世帯は平成27年以降11世帯となっており、一般世帯に占める割合も0.5%で推移しています。母子世帯・父子世帯ともひとり親世帯の割合は、佐賀県の値より、低くなっています。

■ひとり親家庭の状況

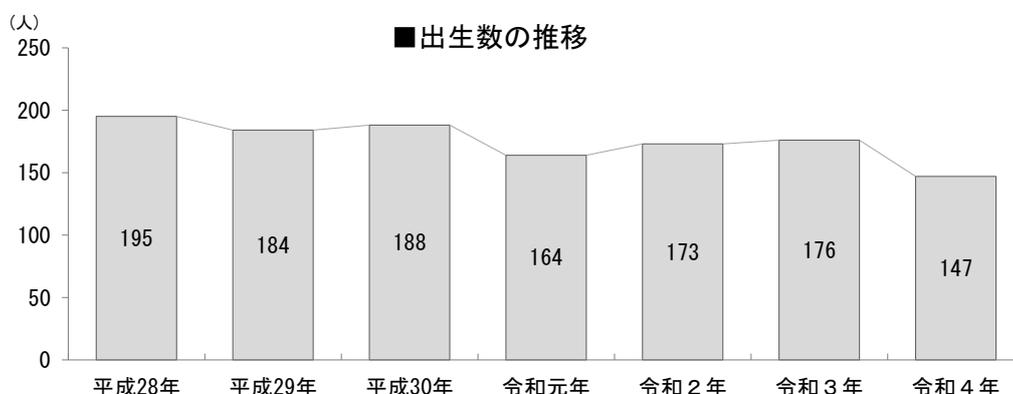


資料：国勢調査

3) 出生の動向

① 出生数の推移

出生数は、令和元年以降減少傾向にあり、令和4年で147人となっています。

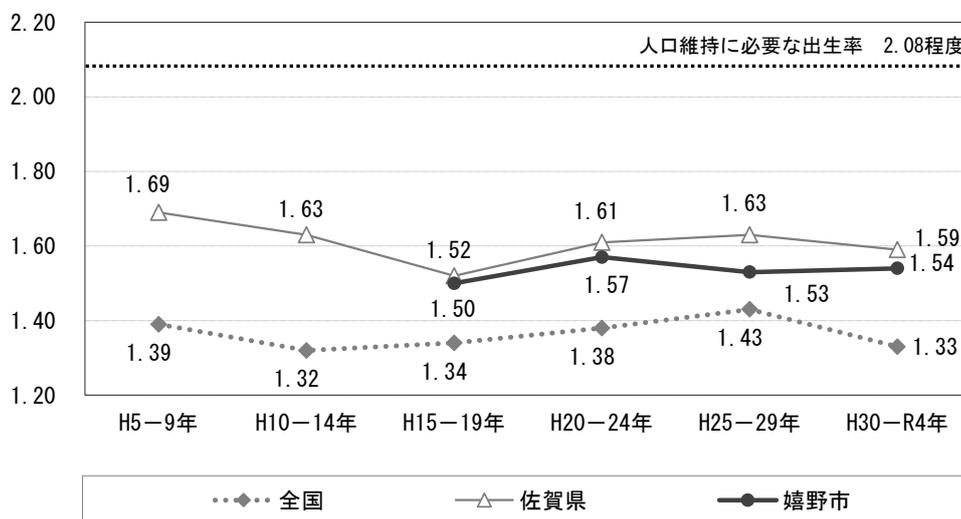


資料：人口動態調査

② 合計特殊出生率(※)の推移

合計特殊出生率は、「平成30年から令和4年」の間で1.54となっており、佐賀県の値1.59に近く、「平成25年から平成29年」の間の1.53からわずかに増加に転じています。ただし、人口維持には2.08以上必要とされているため、令和4年で、0.54ポイント低い状況です。

■合計特殊出生率の推移



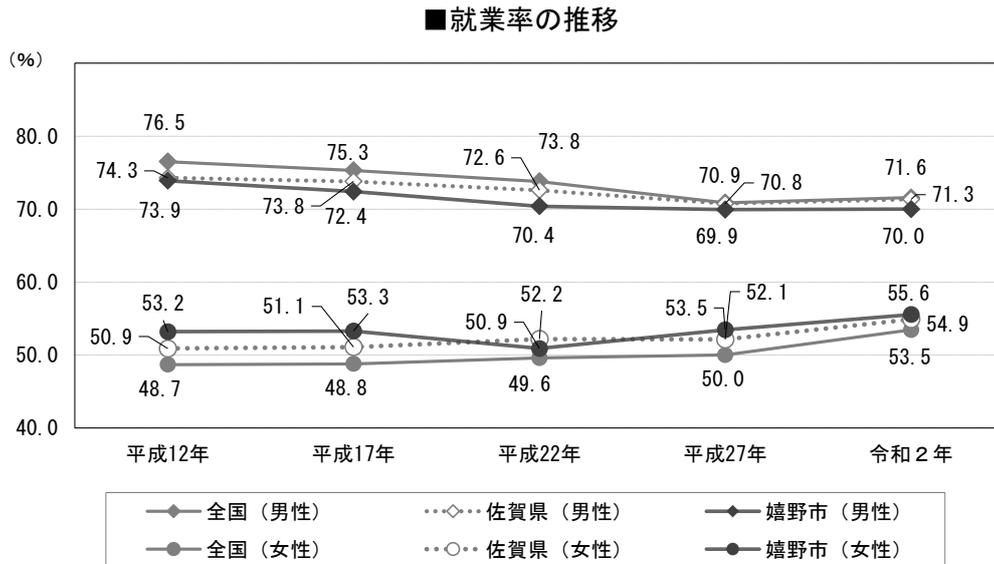
資料：人口動態調査

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの一人の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むこどもの数に相当します。人口維持には、2.08以上必要とされています。

(3) 就業の動向

1) 就業率の推移

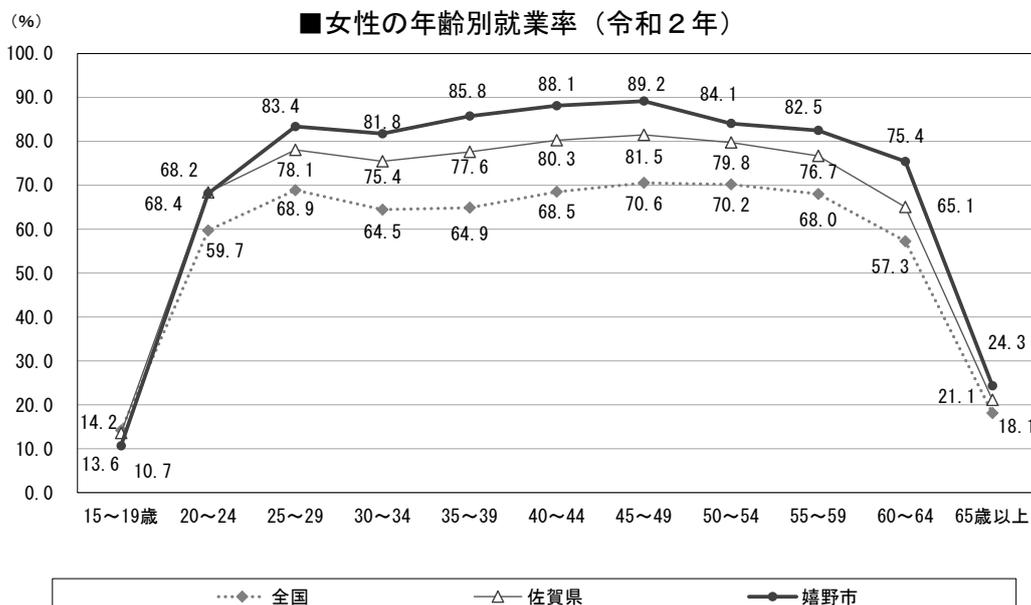
本市の就業率は、平成27年から令和2年にかけて、男性は、69.9%から70.0%とほぼ横ばいですが、女性は、平成22年以降増加傾向にあり、平成27年から令和2年にかけて3.5ポイント増加しています。令和2年で、男性は国の値より、1.3ポイント、県の値より1.6ポイント低く、女性は国の値より2.1ポイント、佐賀県より0.7ポイント高くなっています。



資料：国勢調査

2) 女性の年齢別就業率

本市の就業率は、各年代とも国・県の値より高くなっています。また、女性の就業率は、一般的に結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描くと言われていますが、本市では、30歳から34歳にかけて一旦低下し、35歳～39歳にかけて再び上昇しています。



資料：国勢調査

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況・評価

第2期計画では、5つの基本目標を定め施策に取り組んできました。取組内容について、担当課の評価に基づき全体の評価を行いました。

第1次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画についても同様に評価を行いました。

(1) 評価基準

1) 取組の評価基準

取組の評価基準を次のように設定します。

【取組の評価基準】

予定通り取り組んでいる	→	3点
ある程度取組が進んでいる	→	2点
全く取り組めていない	→	1点

2) 基本目標の評価基準

基本目標の総合評価の評価基準を次のように設定します。

【総合評価の評価基準】

A (平均 2.5 点以上)	: 十分取り組むことができた
B (平均 2~2.5 点未満)	: ある程度取り組むことができた
C (平均 1.5~2 点未満)	: あまり取り組むことができなかった
D (平均 1.5 点未満)	: 取組が進まなかった

(2) 評価検証結果

1) 基本目標1 こどもと親の育ちを地域で支える

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策	具体的取組	取組評価	平均	評価	
1 子育てに関する相談支援体制、情報提供の充実	1 対面での母子手帳交付	3	2.9	2.8	A
	2 育児相談・指導の充実	3			
	3 利用者支援事業	3			
	4 子育て世代包括支援センターの設置・運営	3			
	5 こどもセンターの機能強化	3			
	6 児童委員の活動促進	3			
	7 情報提供の充実	3			
	8 子育てに関する意識啓発	2			
2 子どもと親の憩いの場の充実	1 賑わいの場としてのこどもセンターの整備	2	2.8	2.8	A
	2 子育て支援センターの利便性の向上	3			
	3 仲間づくりの支援	3			
	4 活動場所の提供	3			
	5 地域の教育力の向上	3			

② 施策実施状況のまとめ

施策実施状況は、次のようにまとめられます。

<p>1 子育てに関する相談支援体制、情報提供の充実</p> <p>母子手帳交付時や赤ちゃん相談、乳幼児健診時等において情報の提供を行っています。さらに、母子手帳交付時の面談以降にも定期的な関わりを持つことで、支援が必要な保護者を把握し、適切な支援につないでいます。また、こどもセンターにコーディネーターを配置していますが、今後はセンターを増設し、利用者の身近な場所における相談体制の充実を検討していく必要があります。</p>
<p>2 こどもと親の憩いの場の充実</p> <p>こどもセンターでは地域コミュニティセンターでの開設や、様々な企業・団体とのコラボレーション企画を開催し、利用者の拡大と相談しやすい場所づくりに努めています。今後、市内の各地域に、利用者が身近な場所で子育てに関する相談ができる場所を整備することを検討する必要があります。また、子育て支援センターを第3土曜日に開所し、利用者の拡大を図っていますが、ニーズ調査においては、土日の開所を求める声があります。</p>

2) 基本目標2 こどもと親の健康を守る

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策	具体的取組	取組評価	平均	評価
1 母子の切れ目のない健康づくりの推進	1 健康診査の充実	3	2.9	A
	2 妊婦健康診査票の交付	3		
	3 不妊治療費助成事業の実施	2		
	4 予防接種の勧奨	3		
	5 小児医療体制の充実	3		
	6 未熟児の養育支援	3		
	7 母子保健推進員活動の充実	3		
	8 歯科保健に対する正しい知識の普及・啓発	3		
2 子どもと親の正しい食と生活習慣の確立	1 児童・生徒の食に関する学習機会の充実	3	3.0	A
	2 乳幼児期の栄養・食事相談と食の情報提供	3		
	3 離乳食指導・実習	3		
	4 学校における食育の推進	3		
3 思春期保健対策の充実	1 性に関する学習機会の充実	3	3.0	A
	2 喫煙や薬物等に関する学習機会の充実	3		
	3 非行等に対応する支援体制づくり	3		
	4 心の問題に対する相談の充実	3		
	5 いじめ防止に向けた取り組みの充実	3		

② 施策実施状況のまとめ

施策実施状況は、次のようにまとめられます。

<p>1 母子の切れ目のない健康づくりの推進</p> <p>妊婦健診、乳幼児健診、予防接種の勧奨を実施し、母子の健康づくりを推進しています。母子保健推進員は、赤ちゃん訪問や幼児健診への従事等、地域の身近な子育て応援隊として、子育て家庭の見守りや声かけを行っています。</p> <p>医療機関の協力による佐賀県南部地区小児時間外診療体制、日曜在宅当番医制等により、こどもの怪我や急病に対応しています。</p> <p>2 こどもと親の正しい食と生活習慣の確立</p> <p>親子料理教室の開催、保育所や学校、地域が連携した体験学習を実施し、食育の推進に取り組んでいます。また、乳幼児健診や個別相談、子育て支援センターにおいて、適切な食生活や食に関する情報提供や相談・指導を行っています。</p> <p>3 思春期保健対策の充実</p> <p>小中学校では、発達段階に応じた性に関する学習、喫煙や薬物等に関する学習を行っています。また、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センターの支援員等の連携により、教育相談体制の充実を図っており、今後も関係機関の連携を強化し、取り組むことが必要です。</p> <p>「いじめ防止パンフレット」や市のホームページ等の活用を図りながら、児童・生徒、保護者、地域への啓発を推進し、いじめを許さない地域社会づくりの気運を高めています。</p>

3) 基本目標3 希望する教育・保育、生活をかなえる

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策	具体的取組	取組評価	平均	評価
1 多様な教育・保育サービスの確保・充実	1 保育サービスの充実	3	2.9	
	2 保育サービスの人材と質の確保・向上	3		
	3 幼児教育の推進	3		
	4 多様な保育サービスの充実	3		
	5 発達障がい児等の早期支援	3		
	6 保育施設の指導・支援	3		
	7 幼稚園・認定こども園・保育所などの施設の整備	3		
	8 放課後児童クラブの充実	3		
	9 放課後子ども教室の実施	2		
2 子育てと仕事の両立支援	1 子育てと仕事の両立を支援する多様な保育サービスの提供	3	2.3	2.7
	2 ファミリー・サポート・センター事業の充実	3		
	3 育児休業制度等の普及啓発・整備促進	2		
	4 子育てサポート企業「くるみんマーク」取得推進	1		
	5 女性の再就職支援	3		
	6 生活スタイルに応じた多様な働き方に関する広報と情報提供	2		
	7 男性の家庭・子育てへの参画促進	2		
	8 男女平等教育の推進	3		
	9 乳幼児ふれあい体験の実施	1		
	10 男女共同参画意識の啓発	3		
3 豊かな心と生きる力を育む学校教育の充実	1 「嬉野学」による地域学習の充実	3	2.9	
	2 地域人材を活用した教育活動の充実	3		
	3 「生きる力の教科書」等の活用による社会を生き抜く力の育成	3		
	4 幼保小連携の充実	3		
	5 小・中連携教育の推進・充実	3		
	6 確かな学力の向上	3		
	7 信頼される学校づくり	3		
	8 家庭教育の支援	2		
	9 いじめ防止の取り組みの充実	3		

② 施策実施状況のまとめ

施策実施状況は、次のようにまとめられます。

1 多様な教育・保育サービスの確保・充実

保育ニーズに対して供給を維持することができ、待機児童0を維持することができています。今後は、さらに潜在的待機児童にも目を向け、よりニーズに対応することが求められます。また、令和4年度に1園、令和5年度に2園が幼稚園・保育所から認定こども園へ移行し、教育の充実、保護者が就労状況等を問わず通うことができるようになりました。今後も保護者の選択肢が広がる取組が必要です。

放課後児童クラブについては、小学校の余裕教室等の活用や放課後児童クラブ室専用棟の建設を段階的に行いながら、安全・安心な居場所の確保に努めており、令和2年度～令和5年度における待機児童は発生していません。

<p>2 子育てと仕事の両立支援</p> <p>一時保育や延長保育、特別支援保育、放課後児童クラブにおいて、保護者が育児と仕事を両立できるように支援しています。また、ファミリー・サポート・センター事業については、令和3年度より、無料券の有効期限を2年間に延長し、令和5年度からはきょうだい児にも利用できるようにし、利用促進を図っています。</p> <p>男性の家庭・子育てへの参画促進、事業主に対しての育児休業制度に関する啓発・情報提供等については、国・県・関係各課と連携し取り組む必要があります。</p>
<p>3 豊かな心と生きる力を育む学校教育の充実</p> <p>各学校の総合的な学習の時間を中心に、郷土を学ぶ学習（嬉野学）に取り組み、地域・郷土を愛する心の育成を図っています。また、地域コミュニティと連携し、地域人材を活用した活動を実施しています。幼小小連携部会を開催し、幼児期から小学校へのスムーズな移行につなげています。</p> <p>英語活動推進員の配置やICT機器の活用等、学力の向上に関する様々な取組を行っています。</p>

4) 基本目標4 配慮が必要な子ども・子育て家庭を見守り支える

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策	具体的取組	取組評価	平均	評価
1 児童虐待防止・要保 護児童への支援の充実	1 虐待の早期発見	3	3.0	A
	2 虐待の早期対応・早期解決	3		
	3 虐待の防止	3		
	4 被害児童・DV被害者に対する支援	3		
	5 「子ども家庭総合支援拠点」の設置・運営・整備等	3		
2 配慮が必要な子ども への支援の充実	1 障がいの早期発見・早期療育の推進	3	2.8	
	2 療育の場と発達支援の機会の充実	3		
	3 障がい児の子育て支援の充実	3		
	4 在宅生活の支援	3		
	5 学校における障がい児支援の充実	3		
	6 特別支援教育の充実	3		
	7 放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実	3		
	8 外国人の子どもに対する支援	2		
	9 多胎児世帯支援の充実	2		
	10 非行等に対応する支援体制づくり（再掲）	3		
	11 不登校児に対する支援の充実	3		
3 子どもの貧困対策・ 経済的な支援の充実	1 保育料等の負担軽減	3	2.8	
	2 医療費の負担軽減	3		
	3 児童手当	3		
	4 児童扶養手当	3		
	5 特別児童扶養手当	3		
	6 ひとり親家庭等医療費助成事業	3		
	7 嬉野市ひとり親子育て世帯応援給付金給付事業	3		
	8 寡婦（夫）控除のみなし適用に関する要綱に規定する対象者への支援	3		
	9 就学援助	3		
	10 嬉野市奨学金資金貸与	3		
	11 各種助成制度の周知	3		
	12 子ども食堂の拡充	2		
	13 社会福祉協議会との連携による生活困窮家庭等の児童への支援	2		

② 施策実施状況のまとめ

施策実施状況は、次のようにまとめられます。

1 児童虐待防止・要保護児童への支援の充実

母子手帳交付時から特定妊婦の把握、要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見に努めています。

家庭相談員、女性相談支援員、母子父子自立支援員が連携しながら虐待の防止に努めており、家庭相談員と女性相談支援員が同じチームとして相談にあたり、こどもへの虐待とDVなど、複合的な問題を抱える家庭への支援を実施しています。

2 配慮が必要なこどもへの支援の充実

各種健診にて必要時は相談事業へつないでいます。また、保育所との連携、早期支援コーディネーターの配置により、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）等の発達障がいを含めた障がいの早期発見・早期療育を推進しています。

近年、市内事業所での外国人雇用が進み、そのこどもの保育所、放課後児童クラブへの受け入れが増えています。個々の相談に、きめ細かな対応をするよう努めていますが、今後、多言語の情報提供にさらに力を入れていく必要があります。

こどもセンターでは、「ふたごみつごの日」（多胎児を持つ親子の交流の場）を設けており、多胎児育児中の保護者の精神的負担軽減を図っています。また、子育て支援センターを利用している多胎児の保護者にはファミリー・サポート・センターの事業を説明し利用を促していますが、利用は一部の多胎児世帯であるため、今後、より多くの多胎児世帯に利用を促すことが必要です。

不登校対応コーディネーターを中心に各関係機関と連携を図りながら支援し、不登校児の居場所の確保、オンライン授業等での学習の保障に取り組んでいます。

3 こどもの貧困対策・経済的な支援の充実

保育料の負担軽減、こどもの医療費助成、各種手当の支給を行っています。各種助成制度について広報に努めていますが、ホームページの見やすさ等について改善が必要です。

こども食堂について、市内では1件の実施を把握していますが、拡充に向けた取組はできていないため、県の事業と連携し、今後、こどもの居場所づくりのための取組が必要です。

5) 基本目標5 子ども・子育て家庭の安全・安心を守る

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策	具体的取組	取組評価	平均	評価
1 防犯体制・交通安全対策、防災体制の強化	1 防犯設備の整備	3	2.8	A
	2 防犯に関する情報提供	3		
	3 地域ぐるみの防犯活動の推進	3		
	4 防犯意識の啓発	3		
	5 緊急避難場所の設置	2.5		
	6 有害環境対策	2		
	7 インターネットの適切な利用の普及・啓発	3		
	8 交通安全対策の強化	3		
	9 交通安全意識の啓発	3		
	10 チャイルドシート装置の普及・啓発	3		
	11 家庭・地域における防災・減災意識の醸成	3		
	12 災害情報の迅速な伝達	2		
	13 避難行動要支援者対策のための連携強化	3		
	14 教育・保育施設等における安全確保の徹底	3		
2 安心して外出できる環境の整備	1 子ども連れが外出しやすい環境の整備	3	2.7	
	2 公園の整備・点検	2		
	3 安全で快適な住宅の整備	3		

② 施策実施状況のまとめ

施策実施状況は、次のようにまとめられます。

1 防犯体制・交通安全対策、防災体制の強化

防犯パトロール、地域ボランティア（見守り隊）等と連携し、防犯体制づくりが行われています。交通・防犯教室を実施し、子どもたちの交通安全や防犯意識の向上に取り組んでいます。

防災行政無線を活用した防災情報の提供や、教育委員会からの情報を元に、速やかに警察と連携を図り、保護者を含めた防犯指導や対策を講じています。

児童生徒にはインターネットの適切な利用、情報モラル等について指導しており、保護者も一緒に参加する研修会等を開催しています。

2 安心して外出できる環境の整備

子どもたちや子育て家庭が安心して外出できるよう、市道の舗装補修において側溝蓋の設置・補修や公園の遊具の点検・改修を実施し、環境の整備に取り組んでいます。また、公園に防犯カメラを設置し、見守り体制の強化を図っています。

6) 第1次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画

① 評価結果

総合評価は、「十分取り組むことができた」と評価されます。

施策	具体的取組	取組評価	平均	評価
1 ひとり親家庭等への生活・子育て支援の充実	1 子育て短期支援事業	3	2.7	A
	2 保育所等の優先入所	3		
	3 安定した住まいの確保	2		
2 ひとり親家庭等への経済的支援の充実	1 児童扶養手当の支給	3	2.9	
	2 ひとり親家庭等医療費助成事業	3		
	3 嬉野市ひとり親子育て世帯応援給付金給付事業	3		
	4 寡婦(夫)控除のみなし適用に関する要綱に規定する対象者への支援	3		
	5 保育料等の軽減	3		
	6 就学援助	3		
	7 嬉野市奨学金資金貸与	3		
	8 社会福祉協議会との連携による生活困窮家庭等の児童への支援	2		
3 ひとり親家庭等への就労支援の充実	1 自立支援教育訓練給付金制度の周知・活用促進	3	2.8	
	2 高等職業訓練促進給付金制度の周知・活用促進	3		
	3 高等職業訓練促進資金貸付金の周知・活用促進	3		
	4 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	2		
	5 ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援	3		
4 相談体制・情報提供の充実	1 母子・父子自立支援員による相談支援	3	3.0	
	2 生活困窮家庭の自立支援	3		

② 施策実施状況のまとめ

施策実施状況は、次のようにまとめられます。

- 1 ひとり親家庭等への生活・子育て支援の充実

こどもの養育に問題が生じる可能性がある場合、柔軟に対応し、ショートステイの受け入れ、保育所や放課後児童クラブの優先入所ができるよう支援しています。

市営住宅(立石住宅を除く)は年間1~2軒しか空室が出ないため、募集をかけると応募が殺到し、倍率が10倍以上になることもあり、ひとり親のみに限定し優先入居させることは現実的ではないため現時点では検討できていません。
- 2 ひとり親家庭等への経済的支援の充実

各種手当の支給、医療費の助成、保育料の負担の軽減、嬉野市奨学金資金貸与等を実施し、ひとり親家庭等への経済的支援に取り組んでいます。
- 3 ひとり親家庭等への就労支援の充実

市報に各種給付金制度について掲載し、周知・活用促進に努めています。また、ひとり親家庭の保護者に対し、母子父子自立支援員が就業相談を行い、ハローワークと連携し就業支援を行っています。
- 4 相談体制・情報提供の充実

母子・父子自立支援員、家庭相談員により相談を受け付け、必要に応じて関係機関との情報共有を行い、必要な支援につなげています。また、生活に困窮するひとり親等の自立支援を図るための制度について広報紙に掲載し、周知を図っています。

3 こども計画策定のためのアンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の実施概要

1) アンケートの目的

嬉野市こども計画策定のために、小学生、中学生、高校生世代以上39歳までの子ども・若者本人の日常生活状況や希望等を把握し、また、未就学児童の保護者、小学生の保護者の教育・保育に関するニーズ等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

2) アンケート実施期間

調査票の配付・回収：令和6年2月9日～3月15日（※全体の調査期間）

3) 実施方法

実施した調査種別と対象者は次の通りです。

調査種別	対象の計画	番号	対象者	対象者数(件)	配布・回収方法	
					配布	回収
教育・保育ニーズ調査	子ども・子育て支援事業計画	①	未就学児童の保護者	882	郵送	郵送、WEB
		②	小学生児童の保護者	935	学校	学校、WEB
生活状況調査	子どもの貧困対策計画	③	小学5・6年生保護者 中学1・2年生保護者	739	学校	郵送
	子どもの貧困対策計画 子ども・若者計画	④	小学5・6年生本人	432		
	子どもの貧困対策計画 子ども・若者計画	⑤	中学1・2年生本人	442		
	子ども・若者計画	⑥	高校生世代以上39歳まで	996		

4) 回収状況

調査別の回収状況は次の通りです。

番号	対象者	対象者数(件)	回収数(件)				回収率(%)
			郵送	Web	学校	計	
①	未就学児童の保護者	882	166	247	—	413	46.8%
②	小学生児童の保護者	935	—	340	292	632	67.6%
③	小学5・6年生保護者 中学1・2年生保護者	739	308	—	—	308	41.7%
④	小学5・6年生本人	432	168	—	—	168	38.9%
⑤	中学1・2年生本人	442	193	—	—	193	43.7%
⑥	高校生世代以上39歳まで	996	—	242	—	242	24.3%

(2) 調査結果の概要

1) 未就学児童保護者（子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査）

- ① 母親のフルタイムの割合が前回調査（平成31年1月、以下同様）より8.4ポイント増加しており、正規雇用が進み母親の就労率が増加しています。
- ② 教育・保育サービスは、認定こども園、預かり保育の意向が高まっています。
- ③ 病児・病後児保育を利用した割合は7.4%で、前回より5.7ポイント増加しています。
- ④ 市に期待することは、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が最も高く69.5%となっており、次いで、「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」が38.3%、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発する」が37.3%と続きます。
- ⑤ 市の子育て環境や支援について満足度は、「中間」が51.8%と最も高くなっています。前回調査より「満足度が高い」割合が3.8ポイント増加しています。

【課題】

- 母親の就労率の増加による保育ニーズの高まりに備える必要があります。
- 病後・病後児保育の利便性を高める必要があります。
- 子育ての経済的負担の軽減、事故や犯罪から守ること、ワークライフバランスの充実が求められています。

2) 小学生児童保護者（子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査）

- ① 母親の就労傾向が高まり、フルタイムの割合が55.7%と前回調査から5.9ポイント増加しています。
- ② 放課後児童クラブの利用希望が35.9%と、3人に一人の割合となっています。
- ③ ファミリー・サポート・センターは、認知度が76.3%で、利用経験は13.8%となっており、前回調査より認知度が5.8ポイント高まっています。
- ④ 市に期待することは、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」が最も高く61.1%となっており、次いで、「こどもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」が40.7%、「地域でこどもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」が39.2%と続きます。
- ⑤ 市の子育て環境や支援について満足度は、「中間」が47.5%と最も高くなっています。前回調査より「満足度が高い」割合が7.1ポイント増加しています。

【課題】

- 母親の就労の増加に伴い、放課後児童クラブの確保が求められています。
- 経済的負担の軽減の他、こどもの遊び場等の充実が求められています。

3) 小学生・中学生保護者（子どもの貧困対策推進計画） ※ 29頁（資料）参照

- ① 現在の暮らし向きは、「大変苦しい」と回答した割合が、相対的貧困世帯（※）が22.8%で、標準世帯の4.8%より高くなっています。
- ② 相対的貧困世帯では、「家族が必要とする食料が買えなかったことがあった」割合が24.0%、「家族が必要とする衣服が買えなかったことがあった」割合が30.3%、「公共料金の未払いがあった割合」は、電気料金で10%みられ経済状況の深刻さがうかがえます。
- ③ こどもの進学先は、相対的貧困世帯では、「高校まで」が42.0%と最も高く、次いで「短大、高等専門学校、専門学校」が18.0%、「大学・大学院まで」が14.0%となっています。
- ④ 子育てについての心配や悩みごとは、相対的貧困世帯では「将来的な教育費」が66.2%、「生活費などの経済的な負担」が60.0%と高くなっています。
- ⑤ 将来的にあったらよいと思う支援は、相対的貧困世帯では、「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」、「無料で利用できる塾などのこどもの学習支援の場が地域にできること」、「こどもや生活のことなどの悩みを相談できること」となっています。

【課題】

- 経済的な困窮家庭の教育費の軽減に向けた取組が求められます。
- 無料の学習支援の場が求められます。
- 保護者向けの悩みの相談を受ける体制が求められます。

4) 小学生本人（子どもの貧困対策推進計画、子ども・若者計画）

- ① 授業以外の勉強は、「塾で勉強する」割合は、標準世帯の児童が16.5%、相対的貧困世帯の児童の9.1%より高くなっています。
- ② 進学先の希望は、相対的貧困世帯の児童は、「短期大学、専門学校まで」が27.3%と最も高くなっています。その理由は、「兄・姉がそうしている」が14.3%と高いのが特徴です。
- ③ 全体で11.3%が何らかの家事などを行っていますが、「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が、相対的貧困世帯の児童の方が13.6%となっており、標準世帯の児童の7.9%より高くなっています。
- ④ 「親が、別居又は離婚したことが一度でもある」が相対的貧困世帯の児童で22.7%みられ、標準世帯の2.9%より高くなっています。
- ⑤ 幸せだと思うかという問いについては、「どちらかという、そう思わない」が3.6%の児童にみられます。

- ⑥ 孤独を感じる事が「たまにある」が7.7%、「時々ある」が3.0%、「しばしばある・いつもある」が1.2%で、合計11.9%の児童が孤独を感じています。

【課題】

- 経済的な負担のない塾等の環境の整備が求められています。
- 日常的に家族の世話をするヤングケアラーの実態を把握し、抱えている問題への対応が求められます。
- 家庭の状況により問題を抱えている児童の状況を把握する必要があります。

5) 中学生本人（子どもの貧困対策推進計画、子ども・若者計画）

- ① 「塾で勉強する」割合は、相対的貧困世帯の生徒が22.2%となっており、標準世帯の37.5%より低くなっています。
- ② 進路を決定した理由について、標準世帯の生徒、相対的貧困世帯の生徒ともに「希望する学校や職業があるから」が最も高く、次いで「親がそう言っている」が標準世帯の19.8%に対し、相対的貧困世帯の生徒が24.0%と高いのが特徴です。
- ③ 全体で9.3%の生徒が何らかの家事を行っていますが、標準世帯の生徒で「家族の代わりに、幼いきょうだいの世話をしている」が6.6%、「目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている」が3.9%みられます。
- ④ 「親が、別居又は離婚をしたことが一度でもある」が、標準世帯の生徒では6.6%であり、相対的貧困世帯の生徒では、25.0%と高くなっています。
- ⑤ 幸せだと思うかという問いについては、「どちらかといえば、そう思わない」が5.2%、「そう思わない」が2.1%となっており、「幸福感」が低い生徒の割合が計7.3%と、小学生児童の約2倍の数値となっています。
- ⑥ 孤独を感じる事が「たまにある」が17.1%、「時々ある」が8.8%、「しばしばある・いつもある」が2.6%で、合計28.5%の生徒が孤独を感じており、小学生児童の2倍以上の数値となっています。

【課題】

- 本人の希望に沿った進路の選択ができるように支援が求められます。
- 相対的貧困世帯であるかどうかにかかわらず、ヤングケアラーの存在がうかがえるため、実態把握と抱えている問題の把握が求められます。
- 「幸福感」の低下、「孤独感」が強くなることへ対応する必要があります。

6) 16歳以上39歳まで(子ども・若者計画)

- ① 回答者の年齢は「30歳～34歳」までが23.6%で最も高く、婚姻状況は「未婚」が60.3%、「配偶者あり」が36.8%となっています。
- ② 全体の74.4%が就労していて、「正規の社員・職員・従業員」が、51.7%「学生・生徒(予備校生含む)」は、25.2%となっています。
- ③ 『幸せだ』と85.6%が感じています。「どちらかといえば、そう思わない」が11.2%、「そう思わない」が3.3%で、合計で14.5%となっています。
- ④ 孤独と感じる事が「時々ある」と「しばしばある・常にある」を合わせて17.7%みられ、小学生・中学生より増加しています。
- ⑤ 自分の将来に、「どちらかといえば希望がない」と「希望がない」を合わせて32.2%みられ、小学生・中学生より増加しています。
- ⑥ 仕事や学校に行かず「自分の部屋からは出るが、家からは出ない」など『家にいる』人は9.1%みられます。
- ⑦ 『家にいる』ようになった主な理由は、「中学校時代の不登校」「高校時代の不登校」「就職活動がうまくいかなかったこと」「人間関係がうまくいかなかったこと」「新型コロナウイルスが流行したこと」があげられています。

【課題】

- 正規雇用など本人の希望に応じた生活のあり方を相談できる場づくりを検討する必要があります。
- 孤独感を軽減する居場所づくり、他人との交流の機会などのあり方を検討する必要があります。

(資料) 子どもの貧困対策推進計画における「相対的貧困世帯」について

- ・国においては、国民生活基礎調査を基に、世帯人数ごとの等価可処分所得（手取り収入を世帯人員の平方根で割ったもの。）の分布の中央値の半分の値を「貧困線」とし、貧困率を算出しています。
- ・本調査においては、国が算出した貧困線を基に、保護者票の世帯収入についての質問の回答を、「世帯人数ごとの相対的貧困層となる区分」にあてはめ、本市における「相対的貧困世帯」と定義し、それ以外の世帯については「標準世帯」と表記しています。（表1参照）
- ・保護者の集計・分析における「相対的貧困世帯」は、表1の49件を分析の対象としています。
- ・小学生本人・中学生本人の集計分析においては、保護者と児童生徒本人の調査票を関連付けて集計を行っています。
- ・関連付けた結果は、表2の通りです。小学生本人（22件）、中学生本人（36件）を「相対的貧困世帯の児童・生徒として分析の対象としています。

■表1 有効回収数のうち保護者の回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数とその割合

種別	国の貧困線の基準 ※	相対的貧困層となる区分	件数	全体数	割合
2人世帯	179万円	200万円	3件	9件	33.3%
3人世帯	219万円	250万円	11件	32件	34.4%
4人世帯	254万円	300万円	7件	75件	9.3%
5人世帯	283万円	300万円	11件	79件	13.9%
6人世帯	311万円	350万円	8件	50件	16.0%
7人世帯	336万円	350万円	6件	46件	13.0%
8人世帯	359万円	400万円	3件	10件	30.0%
9人世帯以上	381万円	400万円	0件	4件	0.0%
合計	-	-	49件	305件	16.1%

※国の貧困線の基準は「2022年（令和4年）国民生活基礎調査」のデータに基づく。

■表2 保護者と児童・生徒本人の調査票が関連付けられた回答から得られた「相対的貧困世帯」の世帯数とその割合

	全体の回収数	保護者票と関連付けられた件数			割合 (A/B)
		相対的貧困世帯 (A)	標準世帯	計(B)	
小学生	168件	22件	139件	161件	13.7%
中学生	193件	36件	152件	188件	19.1%

4 関係団体ヒアリング調査結果

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたり、市内の子ども・子育てに関係する各種団体等から、市の現状や課題等をお聴きし、計画策定のための基礎資料とすることを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

(2) 調査の概要

- 調査期間 : 令和6年6月～7月
- 調査実施方法: ヒアリング対象団体の代表者及び担当者に事前に調査票を配布し、その後ヒアリングを実施
- ヒアリング対象団体

対象団体	調査日(令和6年)
民生児童委員協議会 会長及び主任児童委員	6月24日
嬉野市こどもセンターLykke 担当者	6月24日
子育て支援センター 担当者	6月25日
スクールソーシャルワーカー	6月24日
養護教諭 代表者	6月24日
地域コミュニティ(青少年部会) 担当者	6月25日
母子保健推進委員会 代表者	7月19日

(3) 結果概要

1) 嬉野市の子どもを取り巻く問題点や課題について

- ・祖父母も現役で働いている場合も多くなっており、実家に帰らず夫婦二人で子育てをしている家庭も多い。
- ・核家族が増え、多くの小学生が学童保育に通っており、家庭でこどもの宿題をみたり、学校の持ち物を準備する余裕のない家庭がみられる。
- ・生活リズムが大人に合わせて動いているため、こどもの寝る時間や起きる時間が遅くなっている。
- ・以前に比べ、物価高騰の影響があり、ひとり親世帯だけではなく、共働き世帯でも経済的に困っている家庭がある。
- ・保護者の育児疲れが気になる。また、日中は母親一人でみている家庭や、父親の帰りが遅いため一日中ずっと母親が一人でみている家庭も多い。

2) 支援が必要なこども・子育て家庭の状況について

- ・個人情報に関わるような事柄でもあるため、何らかの支援が必要なこどもたちの状況を地域で把握するのは難しい。
- ・家事やきょうだいの世話をしているこどもがいる。
- ・こどもたちは、校納金・給食費を払えなかったことや、自分の持ち物等から、保護者の経済的な状況を敏感に感じとっている。

3) 不登校のこどもの状況・必要な支援について

- ・不登校の理由は、いじめによるもの（2割弱程度）、低学力（算数や国語の授業が難しくなってくると、その授業に来なくなる等）、家庭の変化（親の離婚や再婚、仕事を辞めた等）などがあるが、こどもによって様々である。いくつかの要因が混ざって不登校の原因となっているように感じる。
- ・座って授業を聞くことができない、団体行動が苦手、集中力が続かない等の状況が、他のこどもと比べて顕著になったとき、進級して特性がわかると、自分でも認められず、支援学級への入級や通級指導がきっかけとなって不登校になる場合もある。早い段階で特性を見つけ、適切な支援を行うことが必要である。
- ・保健室はケガや体調の悪いこどもも来るため、保健室登校しているこどもだけを対応するのは難しい。担当の先生がいる別室対応ができれば、十分な支援が受けられるのではないか。
- ・学校やスクールソーシャルワーカーだけでは限界があるため、民生児童委員等のいろいろな角度から支援できれば良いのではないか。

4) 市の子育て支援について

- ・保育所の一時預かりは、比較的利用しやすくなっているが、ファミリー・サポート・センター等の保育所以外での預かりの充実、預けやすい環境が必要。
- ・ファミリー・サポート・センター事業について、保育所には張り紙もあり保護者の認知度は高いようだが、図書館等の公共施設にもパンフレットを置く等、より一層の周知が必要なのではないか。
- ・父母だけでなく、祖父母などの養育者も相談できる体制づくりが必要。
- ・子育てに関する考え方や方法について、高齢者と若い人の間にズレがあるため、高齢者に向けた勉強会や情報提供の機会があれば良いのではないか。
- ・小中学生の居場所がなく、安心・安全に遊べる場がない。また、市内の公園は充実しているが、夏の暑い時期や雨の日の遊び場がない状況である。
- ・こどもは地域の宝であり、地域全体でこどもを見守ることができたら良い。
- ・まち全体でこどもを育てるという意識を高めることが必要だと感じる。
- ・地域において、こどもの居場所をつくることは必要であるが、常駐する大人の配置など、こどもの安全に関して検討すべき課題が多い。

5 課題の整理

(1) こども・若者の課題

1) 学習支援について

子どもの貧困対策計画調査より、授業以外での勉強の状況について、「塾で勉強する」と回答した割合は、小学生、中学生ともに、標準世帯の方が高くなっています。一方で、「学校の授業以外で勉強しない」と回答した割合は、小学生、中学生ともに、相対的貧困世帯の方が高くなっています。また、学校の授業が「教科によってわからないことがある」と回答した割合は、中学生になると増加しています。ヒアリング調査において、授業が理解できなくなり欠席が続き、不登校へつながっているケースがあることが指摘されており、学習支援に関する取組が求められています。

2) 生活習慣について

子どもの貧困対策計画調査より、小学生、中学生ともに、朝食を毎日食べている割合、歯みがきを毎日する割合など、相対的貧困世帯の方が低い状況となっており、相対的貧困世帯のこどもの方が生活習慣が整っていない傾向がみられます。ヒアリング調査においても、保護者が就労しており帰宅時間が遅い場合には、こどもに十分目が届かないことが多いように感じるとの意見がありました。また、学校から帰宅後、宿題を終わらせると夕食までスマホを見て遊んでおり、友だちと汗をかく運動や自分で勉強することができていないとの意見がありました。こどもたちの健やかな成長のためには、適切な運動や調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が重要であるため、基本的な生活習慣を整えることが必要です。

3) ヤングケアラーについて

ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」と定義されています。子どもの貧困対策計画調査より、小学生、中学生ともに、全体の約1割が家族の大人の代わりに家事等を行っているという回答しています。今回の調査では、こどもが健やかな成長・発達に必要な遊び・勉強等の時間を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的な負担が重い状態であるかどうかの判断はできませんが、支援を行うためには、ヤングケアラーの状況を把握できる体制の整備が必要です。

4) 孤独感を感じているこども・若者への支援について

こども・若者計画調査より、『幸せだと思う』割合は、小学生では9割以上、中学生では8割以上となっていますが、『幸せだと思わない』割合も一定数みられます。また、自分の将来に『明るい希望がある』割合は、年代が上がるにつれて減少しています。孤独を感じる割合は、『ある』割合は、年代が上がることに増加しており、高校生

世代以上39歳では約4割となっています。こども・若者の孤独感や不安を解消するためには、安心できる居場所や他者と交流できる場や、悩みや困りごとを気軽に相談できる場の整備が必要です。

(2) 家庭・保護者の課題

1) 相談・情報提供体制の充実について

教育・保育等ニーズ調査より、子育てについて、気軽に相談できる先は、祖父母等の親族、友人や知人、保育所・幼稚園、学校等の身近な人の割合が高くなっており、市の保健センターや子育て支援担当窓口の割合は低い状況です。また、子育てに関する情報の入手先についても、身近な人やSNS（ソーシャルネットワーク）の割合が高くなっています。ヒアリング調査において、子育て世代だけではなく、祖父母世代にも支援サービスの周知や子育てに関する正しい情報の提供が必要であるとの意見がありました。子育て家庭への情報提供の充実に加え、地域の人や祖父母に対する支援サービスの情報提供、子育てに関する情報を周知する機会が求められています。

2) 仕事と子育ての両立支援について

教育・保育等ニーズ調査より、母親の就労形態は、前回調査と比較して、未就学児童の保護者、小学生児童の保護者ともに、フルタイム（産休等の状態含む）が増加し、働いていない割合は減少しています。育児休業を取得した（取得中である）割合については、母親、父親ともに前回調査より増加していますが、父親は1割未満と低い状況です。

こどもが病気やケガで通園・通学ができなかった時は、母親や父親が休んで対応する割合が高くなっています。未就学児童の保護者においては、「病児・病後児保育を利用した」と回答した割合が前回調査より増加していますが、病児・病後児保育について「申し込みや利用手続きが煩雑」「利用料金が高い」「申し込みをしても定員が一杯で断られることが多い」と感じている保護者がいます。自由意見において、病児保育の利用に同居の祖父母や夫の理解が得られないとの回答があります。病児・病後児保育の充実とともに、母親の育児負担が大きくならないよう、理解促進の取組が求められています。

3) 経済的支援について

子どもの貧困対策計画調査より、「親が別居又は離婚をしたことが一度でもある」と回答した割合が、小学生・中学生ともに、相対的貧困世帯の方が高くなっています。また、保護者が将来的にあったらよいと思う支援について、相対的貧困世帯では、経済的な支援については「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」、その他の支援では「無料で利用できる塾などのこどもの学習支援の場が地域にできること」が最も高くなっています。

教育・保育ニーズ調査においても、嬉野市に期待することについて、未就学児童保護者・小学生保護者ともに、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」との回答が最も高くなっており、経済的な負担を軽減する取組の充実が求められています。

第3章 計画の基本的な方向

1 計画の基本理念

(1) 基本理念

上位計画である「第2次嬉野市総合計画」の基本理念、福祉・健康づくりの基本方針、第2期嬉野市子ども・子育て支援事業計画の基本理念、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を踏まえて基本理念を設定します。

前述の課題の整理に基づき、次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成されるよう、行政、保護者や市民一人ひとり、関係機関等の協力により、地域全体で子育て環境の一層の充実を図るとともに、若者が将来に夢と希望を持って、自分らしく、幸福な生活を送ることができ、笑顔あふれるまちとなるよう、「成長をみんなで支え こども・若者が夢と希望を持って幸福な生活を送る 笑顔あふれるまち うれしの」を基本理念として設定します。

第2次嬉野市総合計画

基本理念

「歓声が響き合う 嬉野市」

分野別政策 福祉・健康づくり 基本方針

「ともに支え 笑顔あふれる まちづくり」

第2期嬉野市子ども・子育て支援事業計画

基本理念

「子どもの成長をみんなで支え 子どもの歓声と笑顔があふれるまち うれしの」

こども大綱

「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

嬉野市こども計画

基本理念

成長をみんなで支え こども・若者が夢と希望を持って
幸福な生活を送る 笑顔あふれるまち うれしの

2 計画の目標

本計画の基本理念の実現に向けて、こども大綱を踏まえて、計画の基本目標を次のように設定し、子育て支援、こども・若者の育成に取り組みます。

基本目標1 こども・若者の成長を切れ目なく支えます

基本目標2 こども・若者の抱える困難さに、心に響く支援を行います

基本目標3 子育て家庭を地域で支えます



3 計画の体系

基本目標	施策の方向
<p>基本目標1 こども・若者の成長を切れ目なく支えます</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) こどもの誕生前から幼児期まで <ul style="list-style-type: none"> 1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 2) こどもの成長の保障と「遊び」の充実 (2) 学童期・思春期 <ul style="list-style-type: none"> 1) こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い教育の提供 2) 居場所づくり 3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 4) 成年年齢を迎える前に必要な知識に関する情報提供や教育の実施 5) いじめ防止 6) 不登校のこどもへの支援 (3) 青年期 <ul style="list-style-type: none"> 1) 高等教育の修学支援 2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
<p>基本目標2 こども・若者の困難さに、心に響く支援を行います</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) こども・若者が権利の主体であることを市民で共有します。 (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (4) こどもの貧困対策 (5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る
<p>基本目標3 子育て家庭を地域で支えます</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大 (4) ひとり親家庭への支援

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の成長を切れ目なく支えます

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる身体的・精神的・社会的に良好な状態の基礎を培い、人生にとって重要な時期です。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、幼児期における基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長できるように、次の施策に取り組みます。

1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

■具体的取組

項目	内容	担当課
1	里帰り出産の妊産婦への支援	健康づくり課
2	産後ケア事業の実施	健康づくり課
3	こども家庭センターの体制整備	子育て未来課 健康づくり課
4	嬉野市ゆっつら子育て応援事業【経済的支援】	健康づくり課
5	嬉野市ゆっつら子育て応援事業【伴走型支援】	健康づくり課
6	新生児聴覚スクリーニング検査の実施	健康づくり課
7	医療的ケア児保育支援事業の実施	子育て未来課
8	教育・保育人材の確保	子育て未来課

項 目		内 容	担 当 課
9	対面での母子健康手帳交付	専門職（保健師、看護師）が対面で母子健康手帳を交付することで、妊娠中の心身の変化など、細かなアドバイスや相談に応じ、早期に必要なケア、情報提供を行います。	健康づくり課
10	育児相談・支援の充実	育児不安の軽減を図るため、赤ちゃん相談や1歳半・3歳児健診において、こどもの発育と発達状況を確認し相談に応じるとともに、必要な支援を実施します。また、誤飲、転落・転倒、やけど等のこどもの事故の予防のための啓発に取り組みます。	健康づくり課
11	利用者支援事業（基本型）	こども及びその保護者、または妊産婦が、教育・保育施設や多様な地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所での情報提供、相談や助言を行います。	子育て未来課
12	民生委員・児童委員の活動促進	民生委員・児童委員及び主任児童委員のこどもや妊産婦に対する相談支援、援助・指導活動を促進するため、毎月の定例会での研修・討論や県開催の研修会へ積極的に参加するなど、個々のスキルアップを促進します。	福祉課 子育て未来課
13	情報提供の充実	子育て支援サービス・保育サービス等が十分に周知されるよう、市のホームページや広報紙の活用、パンフレット等の作成・配布などにより、子育てに関する情報提供の充実を図ります。また、「ゆつつら子育てアプリ」を活用し、妊娠・出産・予防接種に関する健康管理のサポートや地域の子育てに関する情報を発信し、子育てを支援します。	子育て未来課 健康づくり課
14	子育てに関する意識啓発	子育て支援センターにおいて、親子のふれあい遊びを軸として、相談事業等を行い、子育てに関する意識啓発に努めます。	子育て未来課
15	乳幼児健康診査の充実	乳幼児の健康チェック、病気の予防・早期発見のため、健康診査の受診を推進します。また、個々への的確な支援を実施します。	健康づくり課
16	妊婦健康診査票の交付	母子手帳交付時に、妊娠中の健診の重要性を説明し、定期的な健診の受診を促進します。また、健診結果をもとに、母子への訪問や健康相談等を行います。	健康づくり課
17	予防接種の勧奨	乳児全戸訪問事業などの機会を活用し、予防接種に関して個別に説明を行い、赤ちゃん相談や健診の機会に接種の確認を行います。	健康づくり課

項目	内容	担当課
18 未熟児の養育支援	身体の発達が未熟な状態で生まれ、治療を必要とする乳児の養育医療に必要な医療費を負担し、健やかな発達を支援します。	健康づくり課
19 母子保健推進員活動の充実	健診時や歯科保健教室における協力、地域における子育て家庭の見守り・声かけの充実を図ります。	健康づくり課
20 歯科保健に対する正しい知識の普及・啓発	1歳半・3歳児健診におけるフッ化物塗布の実施、幼稚園・認定こども園・保育所における歯みがき教室の実施などにより、歯科に関する正しい知識の普及に努めます。	健康づくり課
21 乳幼児期の栄養・食事相談と食の情報提供	各種健診、相談、訪問指導など母子保健事業の機会を通して、乳幼児期の食事に関する相談・指導と適切な食生活や食に関する情報提供を行います。	健康づくり課
22 こどもの医療費助成	0歳から18歳までの健康保険適用の医療費（自己負担金等）の助成を行います。	子育て未来課

2) こどもの成長の保障と「遊び」の充実

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 こどもセンターの充実	図書館や子育てに関する市民活動、市内の保育施設や企業等と協働し、様々なイベント等を開催することで、賑わいを創出し、利用者の拡大と相談しやすい場づくりに努めます。	子育て未来課
2 仲間づくりの支援	子育て中の母親や妊婦に加え、地域の様々な人たちが交流し、子育てに関する相談が気軽にできる場や情報交換の機会を提供します。 また、親子で一緒に参加できる活動を推進するとともに、地域活動を通じた子育てを支援します。	子育て未来課



(2) 学童期・思春期

学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、直面した課題に対して、小さな失敗も経験しながら、全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができるように、学校や家庭、地域において教育や様々な活動の支援を行います。

思春期のこどもは、自己肯定感を高め、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないように支援します。また、孤独を感じないで希望を持って毎日を過ごせるように、居場所づくりや相談できる相手、場所づくり等を推進します。

1) こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い教育の提供

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 通級指導教室の実施	通常学級に在籍する児童生徒を対象に、特定の学習へのつまづきや生活面で困っている状態の改善と苦手な部分の克服のために、ことばの教室、まなびの教室で、週に1～3時間個別指導を行います。	学校教育課
2 特別支援学級の実施	特別支援学級で、児童・生徒の状態にあった内容で学習を行い、自立に向けて指導を行います。	学校教育課
3 学校保健の推進	養護教諭・栄養教諭の支援体制の強化を図り、がんや薬物乱用防止、心の健康に関する指導など学習指導要領に基づく保健教育や健康相談、保健指導等の充実を図ります。	学校教育課
4 学校における道徳教育の推進	主体的に行動し、他者と共によりよく生きることの基盤となる道徳性を養う教育を推進します。	学校教育課
5 コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進	学校と地域が目指すこどもの姿や学校の教育目標等を共有できるコミュニティスクールと、地域が学校のパートナーとして地域人材を生かした多様な活動を行う地域学校協働活動を一体的に推進します。	学校教育課 企画政策課
6 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備	将来にわたりこども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるように、地域におけるスポーツ活動や文化芸術活動を推進します。	文化・スポーツ振興課
7 多様な関係者が連携・協働した食育活動の推進	学校、家庭、地域、民間団体等が連携・協働して食に関心を持ち、正しい知識を身に付けること、地域の人々と交流し、嬉野市の特産物や食文化を学ぶことなどの食育活動を推進します。	健康づくり課 学校教育課 農業政策課
8 学校における食育の推進	バランスのとれた食事や朝食をとることの大切さについて、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。また、給食の時間を利用して生産者や調理員等の思いなどを伝え、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。	学校教育課 健康づくり課 農業政策課

項 目	内 容	担 当 課
9 「嬉野学」による地域学習の充実	各学校の総合的な学習の時間を中心に、各学校で郷土を学ぶ学習（嬉野学）に取り組み、児童・生徒の地域・郷土を愛する心の育成を図ります。	学校教育課
10 地域人材を活用した教育活動の充実	教育活動全般において、地域人材を活用した活動を推進し、地域との連携を深めるとともに、児童・生徒の地域に対する感謝の気持ちを育みます。	学校教育課
12 「生きる力の教科書」等の活用による社会を生き抜く力の育成	「生きる力の教科書」を活用して小学6年生から中学3年生に対し、特設の授業を行い、将来起こる可能性のある様々な具体的問題について正しい知識を身に付け、自己解決力など生き抜く力を育みます。	学校教育課
13 幼保小連携の充実	幼保小連携部会の意見交換を通して連携を進め、幼児期から小学校へのスムーズな移行につなげます。また、教育相談員、庁内関係課、専門家等と連携した就学相談の実施、幼稚園・認定こども園・保育所への巡回相談等を通し、適切な就学支援に取り組めます。	学校教育課 子育て未来課
14 小・中連携教育の推進・充実	「ろく・さんプラン」（9年間を見通した教育：「小中連携教育」）の工夫改善により、教育活動の充実を図ります。	学校教育課
15 確かな学力の向上	小学校での児童の英語力の習得のため、英語活動推進員を配置します。また、ICT機器等を授業に効果的に活用し、児童・生徒の学力向上を目指します。	学校教育課
16 信頼される学校づくり	地域の協力により、地域行事への参加や学校へゲストティーチャーを招き入れるなど、地域と家庭、学校の双方からの交流を進め、地域に根ざした、信頼される学校づくりを推進します。	学校教育課

2) 居場所づくり

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 こども食堂の拡充	こども食堂を実施する事業所や市民ボランティアの活動に際し、ホームページやSNSを活用して、こども食堂の情報を広く発信し、認知度を高め、市全体に広がるよう推進していきます。	子育て未来課

3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 小児医療体制の充実	こどもの急病時に安心して対応できるよう、各医療機関や関係団体との連携を強化するとともに、小児夜間救急外来診療を広域的に実施し、夜間や休日のこどものケガや急病に対する診療体制の整備を推進します。	健康づくり課
2 小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業の活用促進	在宅で小児慢性特定疾病児童等を介護する家族に対し、自宅へ訪問看護師を派遣し、医療的ケアを一定時間代行することで、介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図る事業の周知と、対象者の活用の促進を図ります。	福祉課
3 将来的な胃がん発症リスクの低減	こどもたちの将来的な胃がん発症リスクを低減するため、中学3年生を対象としたピロリ菌検査及び除菌治療を推進します。	学校教育課 (県事業)
4 性に関する学習機会の充実	児童・生徒が性や性感染症予防に関する正しい知識を持てるよう、学校教育を中心として学習機会の充実を図ります。 また、幼児期からの性教育についても、各保育施設での教育や、保護者を対象とした講演会の開催などを通して推進していきます。	学校教育課 子育て未来課
5 喫煙や薬物等に関する学習機会の充実	児童・生徒が興味本位で喫煙や薬物等に手を出さないよう、喫煙や薬物等が体に及ぼす様々な影響について学校教育を中心に学習機会の充実を図ります。	学校教育課 健康づくり課
6 非行等に対応する支援体制づくり	非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直り支援、ひきこもり・不登校への対応について、行政、学校、警察、地域ボランティア等が連携して、地域ぐるみの支援ネットワークを整備します。	学校教育課
7 心の問題に対する相談の充実	学童期・思春期の心の問題に対する相談機会を提供するとともに、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センターの支援員等の連携により、教育相談体制の充実を図ります。 また、学校と家庭の連携を強化し、不登校や心に不安を抱える児童・生徒、保護者の相談・支援等を実施します。	学校教育課

4) 成年年齢を迎える前に必要な知識に関する情報提供や教育の実施

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 主権者教育の推進	こどもが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながらこれからの社会を生き抜く力を育むため、発達段階に応じて政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を着実に実施します。	学校教育課
2 消費者教育の推進	自立した消費者として適切な意志決定を行い、責任ある消費行動をとることができるように関係機関と連携・協働による消費者教育の推進を図ります。	学校教育課
3 キャリア教育の充実	学校、地域・社会、産業界等が連携・協働して、こどもが生涯に渡る社会的・職業的自立ができるように、発達段階に応じてキャリア教育の充実を図ります。	学校教育課

5) いじめ防止

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 いじめ防止対策	「こころの相談ネット」を設置し、いじめ問題対応の指導主事やスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童・生徒や保護者等からの相談に応じ、未然防止、早期解決に取り組みます。 また、「いじめ防止パンフレット」や市のホームページ等の活用により、児童・生徒、保護者、地域への啓発を推進し、いじめを許さない地域社会づくりの気運を高めます。	学校教育課

6) 不登校のこどもへの支援

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 教育支援センターの充実	心理的又は情緒的な理由で登校することができない児童生徒に、個別の支援や小集団の活動を通して社会的な自立を促し、集団生活に適應できる力を育みます。	学校教育課

(3) 青年期

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などの選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援を行います。

1) 高等教育の修学支援

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 嬉野市奨学金資金貸与	経済的な理由で高等学校や大学などに在学、進学が困難な人に、奨学金を貸与します。卒業後返済が必要です。	教育総務課
2 高校生等奨学給付金の活用	高校生等がいる非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等）を支援する奨学給付金を支給します。	教育総務課 学校教育課 (県事業)
3 佐賀県育英資金の活用	経済的理由により高校等への就学が困難な人に、育英資金を貸与します。卒業後返済が必要です。	教育総務課 学校教育課 (県事業)

2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 たけお若者サポートステーション、さが若者サポートステーションの周知	働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの人に、就労に向けた専門的な相談、コミュニケーション訓練等の支援を行う「たけお若者サポートステーション」、「さが若者サポートステーション」の周知を行います。	観光商工課
2 移住・定住等の推進	18歳未満のこどものいる世帯や若い世代の本市への移住、起業の支援、就労支援を推進します。	企画政策課
3 良質な雇用創出等	市内中堅企業の振興、産業立地による地域経済の活性化等により良好な雇用を創出します。	広報・広聴課 観光商工課
4 若者就職支援事業（ジョブカフェSAGA）の周知	若者の就職活動に関して、キャリア相談、職業適性診断、模擬面接等のサービスを実施する「ジョブカフェSAGA」の周知を行います。	観光商工課 (県事業)

3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 出会いの機会・場の創出支援	出会いの場となる多様な婚活イベントを開催し、民間企業と連携して結婚希望者のイベント情報の提供を行います。	企画政策課
2 さが出会いサポートセンターの周知	会員制によるお見合い、婚活イベントやセミナー、結婚に関する相談等を実施する佐賀県の「さが出会いサポートセンター」の周知を図ります。	企画政策課 (県事業)
3 新生活のスタートアップ支援	年齢や所得の面で、結婚生活に困難を有する新婚世帯に、家賃、引越費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	企画政策課
4 不妊・不育症に関する相談・支援	専門医による助言、カウンセラーによる精神的なケア、講演会・研修会の開催等を行う佐賀県の「不妊・不育専門相談センター」の周知を図り、活用を推進します。	健康づくり課 (県事業)

4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 佐賀県子ども・若者総合相談センターの周知	若者の家庭や学校、職場での悩みや不安の相談に応じる佐賀県子ども・若者総合相談センターの周知を図り、支援につなぎます。	福祉課 子育て未来課
2 佐賀県ひきこもり地域支援センター さがすみらいの周知	ひきこもり状態の本人や家族、関係者等と話し合いながら、状態に応じた伴走型の支援を行う佐賀県ひきこもり地域支援センターの周知を行い、支援につなげます。	福祉課
3 こころの健康に向けた支援	国の「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」の紹介を行うとともに、心の不調に関して情報提供を行い、関係機関につなぎます。	健康づくり課

基本目標2 こども・若者の困難さに、心に響く支援を行います

(1) こども・若者が権利の主体であることを市民で共有します

子どもの権利条約に定められた、「すべてのこどもが、差別されず権利が保障され、最善の利益を第一に考えられ、命が守られ、意見が尊重される権利の主体であること」をこども自身に、また、こどもに関わるすべての大人を対象に理解を深め、人権意識を高める活動を推進します。

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 こども基本法、こどもの権利条約に関する普及啓発	こども基本法、こどもの権利条約について、国・県と連携し、普及啓発に努めます。	子育て未来課
2 人権啓発活動の実施	こどもたちに「命を大切にすること」や「みんなと仲良くすること」を伝えることで、こども自身が様々な権利の享有主体であることを認識し、こどもの気付きを促すとともに、互いの違いを認め合い、尊重することの重要性について理解を深めることを目的として、人権教育を実施します。	文化・スポーツ振興課 学校教育課

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びは、言語や数の認知力、創造力や好奇心、思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などを育み、多様な動きを身に付け、健康維持につながります。

このような遊びや体験活動をこども・若者の健やかな成長の原点として、こども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させる機会をつくります。また、可能性を広げるために教育・学習の充実を図り、自ら選択した進路の障害となる性別役割分担意識の解消に向けた取組を推進します。

1) 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 質の高い幼児教育・保育の推進	多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、質の高い幼児教育・保育を推進します。	子育て未来課
2 こども・若者の体験活動の推進	本市の豊かな自然環境を生かして自然体験を実施します。	学校教育課

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
3 森林づくり、木育の推進	植樹等の森林づくり活動や、森林空間を活用した遊びや体験活動を実施します。また、木材の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進します。	農林整備課
4 文化芸術体験機会の提供・充実	親子で文化体験活動に参加する機会を充実させ、地域の文化芸術にふれる機会を増やします。	学校教育課 文化・スポーツ振興課
5 読書活動の推進	「嬉野市子ども読書活動推進計画（令和4年3月）」に基づき、家庭・地域、幼稚園・保育所における読み聞かせや学校での朝読書等を推進し、図書館・学校図書館の機能強化等を推進します。	教育総務課 学校教育課
6 若者の文化・芸術活動の支援	若者が多様な文化・芸術活動に取り組めるように創作や練習の場を確保し、継続的に活動できるように支援します。	文化・スポーツ振興課
7 若者の活動の拠点づくり	鑑賞事業や創造的活動の拠点である「リバティ」を中心に、市内にある文化施設を生かして若者が文化・芸術活動の発表、市内外の人との交流が行えるように支援します。	文化・スポーツ振興課

2) こどもまんなかのまちづくり

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 こども・子育て支援環境の充実化・導入	住まい周辺において、こどもの居場所、保護者同士が交流しやすい場所の拡充に努めます。	子育て未来課
2 こどもや保護者が利用しやすい公園づくり	こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするために、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流できる都市公園の整備を推進します。	新幹線・まちづくり課
3 通学路等の安全性の確保	通学路等において、歩道の整備等を推進し、「嬉野市通学路交通安全プログラム」に基づいて、定期的な合同点検の実施やP D C Aサイクルに基づいた対策の改善・充実等を進めます。	学校教育課 建設課
4 子育て世帯等に関する住宅支援の強化	子育て環境の優れた公営住宅等の公的賃貸住宅や、子育て世帯に向けた民間の空き家等の活用を進めます。	建設課 企画政策課

3) こども・若者が活躍できる機会づくり

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 外国語によるコミュニケーション能力の育成	学校において、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、発信力（話す・書く力）の強化など小・中の英語教育の強化を図ります。	学校教育課
2 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	学習指導要領に基づいて、学校における「持続可能な社会の創り手」の育成を進め、国内外の学校との交流などを進めます。	学校教育課
3 外国人のこども・若者等への日本語指導	市内に居住し、生活・家庭環境、国籍・言語などの事情により、就学に課題を抱える外国人のこどもに日本語指導を実施します。	学校教育課

4) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 教育を通じた男女共同参画の推進	学校教育や社会教育において、男女の尊重や自分を大事にすることや、固定的役割分担意識解消の理解を深める教育を推進します。	学校教育課 企画政策課
2 性的マイノリティのこども・若者に対する理解促進	学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めます。	学校教育課 企画政策課



(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を促すプレコンセプションケアの取組を推進し、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要とする支援を確実につなげます。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく「健やか親子21」の取組との連携を図ります。

慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への児童福祉法及び難病の患者に対す医療等に関する法律に基づく医療費の助成について受給できるように支援します。

1) プレコンセプションケアを含む成育医療等の相談支援

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 プレコンセプションケアの推進	性や生殖に関する健康支援を総合的に推進する「性と健康の相談センター」（県内2箇所：佐賀市2箇所）の周知を図ります。	健康づくり課 （県事業）

2) 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 小児慢性特定疾病児童に対する支援	慢性疾患や難病を抱えるこども・若者に対し、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進します。	健康づくり課 福祉課

(4) こどもの貧困対策

貧困によって、日々の食事に困る、学習の機会を得られない、進学を諦めざるを得ない状況にいる子どもたちの存在がアンケート調査でうかがえます。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康、学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利を侵害するとともに、社会的孤立にもつながります。このため、貧困の解消に取り組めます。さらに、こどもが生まれ育った環境によって将来が左右されないように貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があり、地域や社会全体で課題を解決する認識の下、教育の支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援を推進します。

1) 教育の支援

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 小中学生の就学援助の実施	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学用品費・医療費・給食費などの就学に必要な経費の一部を援助します。	教育総務課
2 進学・就職準備給付金	生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する人や、職業に就くこと等により保護を必要としなくなる人に対して一時金を支給します。	福祉課
3 大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯のこどもの大学等への進学を支援するために、自宅から大学等に進学する人を世帯分離した時の住宅扶助費の減額をしない措置を行います。	福祉課
4 嬉野市奨学金資金貸与	経済的な理由によって高等学校や大学などに在学、進学が困難な生徒に奨学資金の貸付を行い、在学・進学を支援します。	教育総務課
5 ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の小学生・中学生を対象に学習支援を行うボランティア事業の実施を支援します。	子育て未来課 (県事業)
6 生活保護費 教育扶助の支給	生活保護を受給している世帯へ、小・中学校の入学準備金、教材費用、学級費用、給食費用等を支給します。	福祉課

2) 生活支援

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 ひとり親家庭相談	母子父子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦家庭に対し、生活上の様々な相談に応じ、自立に向けて必要な助言・支援を行います。	子育て未来課
2 円滑な食品アクセスの確保の推進	貧困の状況にあるこどもやひとり親家庭等にフードバンク等による食料品の支給を行う地域の体制づくりを支援します。	子育て未来課
3 生活困窮者自立支援制度「自立支援事業」	保護者や若者の生活困窮者の自立に向けた相談支援を実施します。	福祉課
4 生活困窮者自立支援制度「家計改善支援事業」	保護者や若者の生活困窮者に対し、家計の状況の把握や家計改善の意欲を高めることを支援します。	福祉課

3) 就労支援

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 生活困窮者自立支援制度「就労準備支援事業」	保護者や若者で、直ちに一般就労を行うことが困難な人に、日常生活の自立に関する支援から一般就労に向けた基礎能力・知識の習得までの一貫した支援を実施します。	福祉課
2 生活保護受給者等就労自立促進事業	保護者や若者で、生活困窮者や生活保護受給者等の就労支援について、ハローワークと連携して支援を実施します。	福祉課
3 自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図るための事業で、指定講座を受講した場合、教育訓練修了後、自立支援教育訓練給付金を支給します。	子育て未来課
4 高等職業訓練促進給付制度	ひとり親の人が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援します。	子育て未来課

4) 経済的支援

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 保育料等の負担軽減	保育所において、年収等の条件に該当する世帯の保育料を国の基準より低額に設定することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。	子育て未来課
2 児童手当の支給	児童を養育している全ての家庭に対し、児童手当を支給します。	子育て未来課
3 児童扶養手当の支給	保護者の離婚などにより、父親又は母親と生計をともにしていない児童を養育している家庭に対し、児童扶養手当を支給します。	子育て未来課
4 特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を養育している家庭に対し、特別児童扶養手当を支給します。	子育て未来課
5 医療費の負担軽減	こどもの健康保持及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児並びに小学生から高校生までの医療費について窓口での定額払い方式（現物給付）による助成を行い、こどもを安心して産み育てる環境づくりの一層の推進を図ります。	子育て未来課
6 ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭への医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。	子育て未来課
7 嬉野市ひとり親子育て世帯応援給付事業	未就学児を養育しているひとり親家庭に対し、ひとり親子育て世帯応援給付金を支給します。	子育て未来課
8 生活保護扶助費の支給	生活に困窮している人々に対して生活保護法により、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助を行います。	福祉課

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、子育て支援を進め、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 障がい児相談支援事業	障がい児が障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います	福祉課
2 障がい児者へのきめ細かな就労支援	障がいのある人に、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、生産活動や職場体験などの機会の提供、求職活動に関する支援、障がいの適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着のために必要な相談などを行います	福祉課
3 障がいの早期発見・早期療育の推進	妊婦・乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等の活用、早期支援コーディネーターの配置により、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）等の発達障がいを含めた障がいの早期発見・早期療育を推進します。	子育て未来課 健康づくり課 学校教育課
4 療育の場と発達支援の機会の充実	保健、医療、福祉、学校等関連機関が連携し、障がいのあるこどもの育児にかかる相談体制の充実に努めます。また、療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってから、より身近な地域において継続かつ適切に支援を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などに協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	福祉課 子育て未来課 健康づくり課 学校教育課
5 障がい児の子育て支援の充実	発達障がいを含む様々な障がいのある児童を、幼稚園・認定こども園・保育所や放課後児童クラブで受け入れ、保育士・支援員を加配するなど支援体制の充実を図ります。	子育て未来課
6 在宅生活の支援	障害者総合支援法に基づき、日常生活用具・補装具の支給や在宅療養等支援用具、紙おむつの支給など、障がいのあるこどもの在宅生活を支援するサービスの充実と活用促進に努めます。	福祉課
7 学校における障がい児支援の充実	特別支援学級の児童・生徒が通常学級とともに学ぶ環境づくりや保護者や住民、関係機関との交流や連携を深める機会を設け、障がいのある児童の学校生活の充実を図ります。	学校教育課

項目	内容	担当課
8 特別支援教育の充実	障がいのあるこどもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
9 放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実	障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、放課後児童クラブにおける支援員の増員や研修を行い、受け入れ体制の充実に努めます。	子育て未来課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

虐待相談対応件数の増加などを踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化します。

また、社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるように様々な支援が届くように支援します。

さらに、本来大人が担う家事や家族の日常生活上の世話を過度に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、学業や友人関係に支障を生じてもこども本人や家族に自覚がない場合や顕在化しづらい場合もあるため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

1) 児童虐待防止等の更なる強化

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 こども家庭センターの体制整備	令和7年度設置のこども家庭センターについて、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の整備、充実を図ります。	子育て未来課 健康づくり課
2 家庭支援事業の推進	子育て負担を軽減し、子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するために、養育支援事業、子育て世帯訪問支援事業、レスパイト等を目的とした親子入所が可能な子育て短期支援事業（ショートステイ事業）等を実施します。	子育て未来課 健康づくり課
3 妊婦健診未受診者への支援	妊婦健診未受診者の妊婦などを必要な支援につなげるため、妊婦の状況を把握し、ハイリスク妊婦を早期に発見して適切な支援につなげます。	健康づくり課
4 予期せぬ妊娠に悩む妊産婦等への支援	性や妊娠の悩みに対応する知識や予期せぬ妊娠等の相談窓口として「妊婦SOSさが」などの周知を行います。	健康づくり課

項目	内容	担当課
5 虐待の早期発見	乳児家庭全戸訪問事業や各種健診等の機会、小児科医や保健所の協力により、養育状況の把握に努め、気になる状況がある場合は、継続的な見守りや相談支援を行います。	子育て未来課 健康づくり課
6 虐待の早期対応・早期解決	親の育児不安や虐待等の問題について、要保護児童対策地域協議会を中心に、保育所や子育て支援センター、民生委員・児童委員との連携により、早期発見・対応に努めます。 また、こころの健康相談を継続実施し、親と子のこころの健康づくりを推進します。	子育て未来課 健康づくり課
7 虐待の防止	児童虐待の発生防止のため、家庭相談員を配置し日常的な育児相談機能の強化や訪問指導を実施します。	子育て未来課
8 被害児童・DV 被害者に対する支援	犯罪、いじめ、児童虐待、家庭内における暴力等により被害を受けたこどもやDV被害者の立ち直りを支援するため、学校、警察等の関係機関や家庭相談員等との連携による支援体制を構築し、こどもに対するカウンセリングや保護者に対する助言など、きめ細やかな支援を実施します。	子育て未来課

2) 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 社会的養護経験者の自立支援	児童養護施設や里親等、社会的養護での生活経験のある人の支援を行う県内の事業所「さが・こね」の周知を図ります。	福祉課 子育て未来課 (県事業)
2 自助援助ホームの周知	家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった15歳から20歳(場合によっては22歳)までのこどもに暮らしの場を提供する自立援助ホーム(県内:1か所)の周知を図ります。	福祉課 子育て未来課
3 特定妊婦等に対する支援の強化	家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子に一時的な住まいや食事の提供等を行う妊産婦等生活援助事業を実施する産前産後母子支援ステーション「ましゅまるネット」の周知を図ります。	福祉課 子育て未来課 健康づくり課
4 佐賀県ひきこもり地域センター さがすみらいの周知	ひきこもり状態にある本人や家族からの相談を受け付ける「佐賀県ひきこもり地域センター さがすみらい」の周知を図ります。	福祉課 子育て未来課

3) ヤングケアラーへの支援

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 ヤングケアラーの実態把握、支援	ヤングケアラーは、家庭内で発生し、表面化しにくいいため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添って、家庭全体の支援の観点から対策を推進します。	福祉課 子育て未来課 健康づくり課

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る

小中高校生の自殺者数が増加傾向にあるため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きる包括的な支援として、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえて、こども・若者への自殺対策を推進します。

また、社会の情報化が進展する中、こどもが安心してインターネットを利用できるように環境整備に取り組みます。

さらに、こども・若者への性犯罪・性暴力の加害の防止、被害当事者への支援等を進め、犯罪被害や事故、災害からこどもを守るとともに、こども・若者の非行防止、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援等を推進します。

1) こども・若者の自殺対策

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 自殺予防教育の推進	全ての児童生徒に対し、「SOSの出し方に関する教育」を実施します。	学校教育課 健康づくり課
2 自殺リスクの早期発見	自殺リスクを含む潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげるため、教育・保健・福祉などと連携し、支援に取り組みます。	学校教育課 子育て未来課 健康づくり課 福祉課
3 自殺予防のための対応	養育環境に課題を抱えた子育て世帯等に対する訪問による生活の支援を実施します。また、こどもが、安全で安心して、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長できるよう、多くのこどもの居場所づくりを推進します。	子育て未来課 健康づくり課 福祉課

2) こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 ICTリテラシー向上	こどもがインターネット上の危険・脅威に対応するための能力と脅威に対応するために、こどものICT活用のためのリテラシー向上を推進します。	学校教育課
2 情報モラル教育の推進	学校における情報モラル教育の推進のため、教員等を対象に情報社会における必要な態度や考え方（情報モラル）を学ぶ教育の充実を図ります。	学校教育課
3 インターネットの適切な利用の普及・啓発	インターネットの利用によって、こども自身が被害者にも加害者にもならないよう、ネットトラブルに関する情報提供やインターネットの適切な利用について、学校と家庭が協力し、児童・生徒や保護者への啓発に取り組みます。	学校教育課
4 情報モラル講座の周知	小学生・中学生を対象に、安全に安心してインターネットを利用するための情報モラル、トラブル等の対処方法や相談窓口について、佐賀県青少年育成県民会議が実施する出前講座の周知と活用の促進を図ります。	学校教育課

3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 こども・若者への加害の防止、継続的な啓発活動の実施等	県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「性暴力救援センター・さが（さがmirai）」について、こども・若者に周知を図ります。	子育て未来課 総務・防災課 (県事業)
2 生命（いのち）の安全教育の推進	児童・生徒に対し、「生命（いのち）を大切にする教育」を実施します。	学校教育課
3 こども・若者が相談しやすい体制の整備	こどもの人権問題を始めとした様々な悩みに関する相談に応じる「こどもの人権110番」「インターネット人権相談受付窓口（こどもの人権SOS-eメール）」「こどもの人権SOSミニレター」「LINEじんけん相談」などの周知を図ります。	学校教育課 文化・スポーツ振興課 (国事業)
4 こども関連業務従事者の日本版DBSの推進	「こども性暴力防止法」に基づいて、教育等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の取組を推進します。	学校教育課

4) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 通学路等の交通安全対策の推進	通学路におけるこどもの安全な通行を確保するため、学校、教育委員会、警察、道路管理者等が連携して、道路交通環境の整備を推進します。	総務・防災課 学校教育課 建設課
2 学校安全の推進	学校における子ども・若者の安全な環境を確保するため、学校の安全点検の実施等による学校安全を推進します。	学校教育課
3 交通安全対策の強化	地域コミュニティによる青色パトロールの実施や交通安全指導員による見守り活動により、登下校時の交通事故及び犯罪の未然防止を図ります。	総務・防災課
4 交通安全意識の啓発	各小学校において、自転車運転安全教室を実施します。また、自宅以外で自転車の利用を始める小学校3年生に対し、交通安全教室の実施と免許証を交付し、交通安全意識の向上を図ります。	総務・防災課 学校教育課
5 チャイルドシート装置の普及・啓発	年2回（春・秋）の交通安全運動該当キャンペーンを通じて、チャイルドシートの装着について普及・啓発に取り組みます。	総務・防災課
6 パーキングパーミット制度の推進	佐賀県が実施する妊産婦を含む歩行困難な人にパーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）を交付し、公共施設に身障者用駐車場を確保する制度の周知を図ります。	福祉課 （県事業）
7 防犯設備の整備	通学路や公園等における防犯灯 LED 化の整備や防犯カメラの設置・整備を推進します。また、各公共施設・設備の改善に努めます。	総務・防災課
8 防犯に関する情報提供	警察等の関係機関との連携により、広報チラシ等の学校へ配布や防犯用品の展示コーナー設置など、防犯に関する情報提供の充実を図ります。	総務・防災課
9 地域ぐるみの防犯活動の推進	子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、PTA 等の学校関係者や防犯ボランティア等との情報交換、地域コミュニティや防犯パトロールを行う団体等への防犯に関する情報提供等を行い、地域の防犯ネットワークづくりに努めます。	総務・防災課 企画政策課
10 防犯意識の啓発	市報、班回覧や地域コミュニティのネットワーク、防災行政無線を活用し、防犯意識の向上を図ります。また、警察の協力のもと、子どもへの防犯指導を実施し、防犯意識の向上に努めます。	総務・防災課
11 緊急避難場所の設置	子どもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所である「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティア活動を支援し、地域全体による防犯体制づくりを推進します。	総務・防災課 学校教育課

項目	内容	担当課
12 有害環境対策	性や暴力等に関する有害な情報に子どもたちが触れないよう、家庭に呼びかけるとともに、地域住民と協力し、市内の店舗等に対して自主的な規制措置を働きかけます。	学校教育課 総務・防災課
13 家庭・地域における防災・減災意識の醸成	市報等を活用し、市民に対する防災・減災情報を発信し、緊急連絡先や避難経路の確認など、家庭における日頃からの防災・減災意識を高めます。	総務・防災課
14 災害情報の迅速な伝達	防災行政無線等の他、防災メールやフェイスブック等の SNS を活用して災害情報を提供します。	総務・防災課
15 避難行動要支援者対策のための連携強化	嬉野市地域防災計画に基づき、子どもや妊産婦、障がいのある子ども、外国人など、避難行動に支援を必要とする子どもや家庭を平常時より把握し、民生委員・児童委員、消防署、警察署の関係団体と共有することにより、災害時の安否確認や避難支援体制の強化を図ります。	総務・防災課
16 教育・保育施設等における安全確保の徹底	災害等で人的被害が発生する危険が高まった際に、園児等の生命と身の安全を守るため、「嬉野市特定教育・保育施設等における避難情報発令時の対応ガイドライン」に基づき、適切かつ迅速な対応が図られるよう、施設職員等に周知・徹底を図ります。	総務・防災課
17 こども連れが外出しやすい環境の整備	妊産婦、乳幼児連れの人など、全ての人が安心して外出できるよう、道路の段差解消等に努めます。	建設課
18 公園の整備・点検	児童公園内に設置された遊具や休憩施設などの点検や改修に取り組みます。	新幹線・まちづくり課

5) 非行防止と自立支援

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 非行防止教育等の推進	警察・市内防犯協会・学校等の関係機関と連携し、年に1回、校警補導連絡協議会を実施します。	学校教育課
2 “社会を明るくする運動”の一層の推進	非行や犯罪に及んだ子どもや若者等の再犯の防止について、関係機関と連携して関心と理解を深めるための事業を推進します。	総務・防災課
3 薬物乱用防止の推進・啓発	関係機関と連携して学校で、薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用防止教育を実施します。	学校教育課 健康づくり課 総務・防災課

基本目標3 子育て家庭を地域で支えます

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化や高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 幼児教育・保育の無償化	3～5歳の保育所、認定こども園、幼稚園の利用料の無償化、0～2歳児の住民税非課税世帯の無償化を継続して実施します。	子育て未来課
2 高等教育費の負担軽減	こども3人以上の多子世帯の学生等については、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とする制度を周知します。	子育て未来課 学校教育課
3 児童手当の拡充	児童手当について、所得制限をなくし、支給期間を高校生年代まで延長します。また、多子加算を第3子以降3万円とし、支払い月を年3回から隔月の年6回とします。	子育て未来課
4 医療費等の負担軽減	0歳から高校卒業まで健康保険適用の医療費、養育医療（未熟児）や育成医療（障がい児）の公費負担医療の自己負担費等を助成します。	子育て未来課
5 多子世帯負担軽減	保育所や幼稚園、認定こども園を利用する多子世帯の3歳未満の乳幼児については、一定の条件下、利用者負担が軽減されることを周知し、経済的負担を理由に出産等をためらっている世帯の不安解消につなげていきます。	子育て未来課
6 ファミリー・サポート・センターの利用料の負担軽減	非課税世帯・生活保護受給世帯・ひとり親世帯・多胎児を持つ世帯・障がい児を持つ世帯・ダブルケア世帯について、ファミリー・サポート・センターの利用料を軽減します。	子育て未来課



(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるように、在宅で子育てをしている家庭を含めて、全てのこどもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 家庭教育支援の推進	保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者への学習機会の提供やアウトリーチ型の支援等を行います。	子育て未来課 学校教育課
2 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	子育て支援センターでは、働く保護者など全ての子育て世帯が利用しやすいよう、平日以外にも開所日を設け、利用者の拡大を図ります。	子育て未来課
3 こども誰でも通園制度の実施	0歳6か月から満3歳未満の教育・保育の給付を受けていない児童を月一定時間預ける事業の実施を検討します。	子育て未来課
4 一時預かり事業（幼稚園等の一時預かり）	日常生活の緊急時や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難になった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、保育所等で満1歳からの乳幼児を一時的に預かります。	子育て未来課
5 ファミリー・サポート・センター事業	「子育ての応援をしてほしい人」と「子育ての応援をしたい人」双方が会員となり、会員同士が地域において子育てを助けあう相互扶助を実施し、仕事と育児の両立を支援します。	子育て未来課
6 多胎児世帯支援の充実	多胎児を持つ妊産婦や家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業などを活用し、子育ての援助を行い、保護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。	子育て未来課
7 利用者支援事業（こどもセンター）	こども又はその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、情報提供や相談、助言等を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。	子育て未来課

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・子育てを支援します。

男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、男性の主体的な参画を社会全体で後押しする取組を進めます。

■具体的取組

項 目	内 容	担 当 課
1 育児休業制度の利用促進	「男性の育児休業取得促進事業」により、事業主に対し、従業員の子育て支援や育児休業などの制度整備及び取得しやすい職場環境の整備を促進するよう周知を行います。	企画政策課 観光商工課
2 育児時短就業給付の利用促進	こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付の利用を促進するよう周知を行います。	企画政策課 観光商工課
3 多様な働き方と子育ての両立支援	就労意欲を持つ方が自分にあった働き方を選択できるように短時間勤務や在宅勤務等、生活スタイルや生活サイクルに応じた多様な働き方の情報を収集し提供します。	企画政策課
4 農業経営体等における子育て期の女性が働きやすい環境整備	農業経営において、労働時間の監理や、休日・休暇の確保、女性農業者の育児と農作業のサポート活動の推進等を通じて、子育て期の女性が働きやすい環境整備を進めます。	農業政策課 企画政策課
5 教育・保育の提供	「第5章 子ども・子育て支援事業計画」に定める教育・保育の提供体制を確保し、多様な教育・保育のニーズに対応していきます。	子育て未来課
6 放課後児童クラブの充実	小学校の余裕教室等の活用や放課後児童クラブ室専用棟の整備を段階的に行い、待機児童の解消に努めます。また、放課後児童クラブ支援員の確保、研修等による質の向上に努めます。 また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室との更なる連携を図り、安全・安心な居場所の確保に努めます。	子育て未来課 学校教育課
7 放課後子ども教室の実施	放課後や長期休暇中など、こどもたちの安全で健やかな居場所づくりとして、様々な体験活動等を行います。放課後児童クラブとの連携を図りつつ、各教室の充実を目指します。	文化・スポーツ振興課

(4) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況を相談支援で把握し、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に取り組み、こどもへの生活・学習支援を勧めます。

■具体的施策は、第6章「第2次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画」に定めます。





第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することができる区域を定めることとなっています。

本市においては、まちの中心部が嬉野地区、塩田地区にそれぞれ形成されていますが、道路網で全市がネットワークされているため、教育・保育の施設利用は、それぞれの地区に限定されていないことから、教育・保育の提供区域は1区域（全市）とします。但し、放課後児童健全育成事業について学校単位の利用が基本であるため、2区域（塩田地区、嬉野地区）とします。

区分 / 施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	① 延長保育事業（時間外保育事業）	全市
	② 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	2区域
	③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）（※1）	全市
	④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	⑤ 一時預かり事業（幼稚園における一時預かり／認可保育所等における一時預かり）	
	⑥ 病児・病後児保育事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧ 妊婦健康診査事業	
	⑨ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑩ 養育支援訪問事業	
	⑪ 利用者支援事業	
	⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（※2）	
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（※2）	
	⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（※2）	
	⑮ 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）（※3）	
	⑯ 児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援（※3）	
	⑰ 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）（※3）	

※1：令和6年度から事業が拡充しています。（レスパイト・ケアの拡充）

※2：⑫、⑬、⑭は見込みの対象にはなっていません。

※3：令和7年度からの新規事業

2 教育・保育事業の量の見込み、確保方策

(1) 教育・保育事業の見込みと確保方策

アンケート調査から母親の就業率は高まっています。このため、共働き家庭の増加等により、保育サービスのニーズが高まる可能性があります。一方で、人口減少に伴い児童数が減少すると予測されるため、見込量が大きく増加することは考えにくい状況にあります。これらを踏まえて、教育・保育事業の量の見込みと、見込に対する教育・保育の供給量の確保について次のように設定します。

■ 1号認定

- ・量の見込みに対して、幼稚園や認定こども園において、必要な供給量を確保します。
- ・保育所からの認定こども園への移行に伴い、従来の2号から1号へ定員を振り分けることにより、1号の十分な供給量を確保します。

■ 2号認定

- ・計画期間の初期は、保育所が認定こども園に移行するにあたり、2号に定員が不足しますが、令和8年度以降は、幼稚園の認定こども園への移行等により供給量を確保します。

■ 3号認定

- ・0歳については、ニーズ調査の利用意向により見込量は高く算出されますが、保護者の育児休業の取得により、アンケート調査からは、平均して1歳になってからの職場復帰となっているため、大幅な利用の増加は見込めないと考えられます。これを踏まえて、供給量を確保します。
- ・1歳については、人口の増減に伴い見込量に変動がありますが、最終年度までに、徐々に減少する見込みです。これを踏まえて供給量を確保します。
- ・2歳については最終年度までに、徐々に減少する見込みです。これを踏まえて供給量を確保します。

■教育・保育事業の量の見込みと確保方策（全市）

単位：人

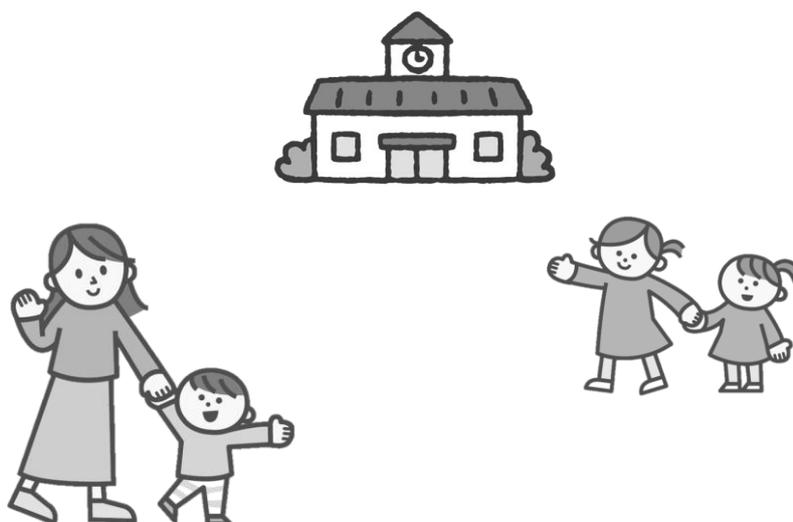
		認定区分			計				
		1号	2号					3号	
		3～5歳	3～5歳		0歳	1歳	2歳		
		教育	幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外					
令和7年度	量の見込み		30	480		35	120	140	805
	確保方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	70	148	381	82	130	141	952
		特定地域型保育（小規模保育事業）				6	6	7	19
		計（供給量）	70	148	381	88	136	148	971
	① 供給量の過不足（確保方策－量の見込み）		40	78	△ 29	53	16	8	166
	② 供給量の過不足（確保方策－認定区分別量の見込み）		40	49		77			166
令和8年度	量の見込み		30	474		34	125	130	793
	確保方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	35	148	396	85	136	147	947
		特定地域型保育（小規模保育事業）				6	6	7	19
		計（供給量）	35	148	396	91	142	154	966
	① 供給量の過不足（確保方策－量の見込み）		5	79	△ 9	57	17	24	173
	② 供給量の過不足（確保方策－認定区分別量の見込み）		5	70		98			173
令和9年度	量の見込み		29	454		33	124	130	770
	確保方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	35	148	396	85	136	147	947
		特定地域型保育（小規模保育事業）				6	6	7	19
		計（供給量）	35	148	396	91	142	154	966
	① 供給量の過不足（確保方策－量の見込み）		6	79	11	58	18	24	196
	② 供給量の過不足（確保方策－認定区分別量の見込み）		6	90		100			196
令和10年度	量の見込み		28	439		32	120	128	747
	確保方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	35	148	396	85	136	147	947
		特定地域型保育（小規模保育事業）				6	6	7	19
		計（供給量）	35	148	396	91	142	154	966
	① 供給量の過不足（確保方策－量の見込み）		7	79	26	59	22	26	219
	② 供給量の過不足（確保方策－認定区分別量の見込み）		7	105		107			219
令和11年度	量の見込み		27	429		31	117	124	728
	確保方策	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所・認定こども園)	35	148	396	85	136	147	947
		特定地域型保育（小規模保育事業）				6	6	7	19
		計（供給量）	35	148	396	91	142	154	966
	① 供給量の過不足（確保方策－量の見込み）		8	79	36	60	25	30	238
	② 供給量の過不足（確保方策－認定区分別量の見込み）		8	115		115			238

(2) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・ 保育所の4園については、令和7年度以降、認定こども園（保育所型）に移行する予定があり、1号（教育）の受け入れが行われます。このため、2号（保育）の減少、1号（教育）の増加となり、計画期間の当初、市全体で2号（保育）の不足、1号（教育）の供給が過剰となるおそれがあります。
- ・ 幼稚園の1園が、令和8年度以降、認定こども園（幼稚園型）に移行する予定であり、2号（保育）が提供されます。
- ・ 全体として、1号（教育）、3号（0歳、1歳、2歳）の供給によって、見込量の受け皿として十分な体制となり、さらに供給が過剰となる可能性があるため、その場合、各定員の柔軟な見直しに対応します。

(3) 教育・保育施設の老朽化に伴う施設整備の推進

- ・ 嬉野市内の保育所は、老朽化が進んでいる園舎が多いので、安全な保育環境を提供するため、認定こども園への移行の時期等で、計画的な施設整備を推進します。



3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制と確保方策

1) 延長保育事業（時間外保育事業）

■事業概要

- ・保育が必要と認定を受けたこどもに対して、通常の利用日数及び利用時間以外に保育所で保育を行う事業です。
- ・保育認定時間を超えて利用する場合に、延長保育として午後7時まで利用することができます。

■量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	3,526	3,468	3,357	3,264	3,157
② 確保の内容	3,526	3,468	3,357	3,264	3,157
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・認定こども園・保育所（13園）全てで実施しています。見込み量に対する提供体制は十分に確保することが可能です。
- ・継続的に職員2名を配置し、事業を実施します。

2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■事業概要

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策【全市】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1年生	182	179	173	169	163
	2年生	176	173	168	163	158
	3年生	157	154	149	145	140
	4年生	127	124	120	117	114
	5年生	86	85	82	80	77
	6年生	45	44	43	42	40
	計	773	759	735	716	692
② 確保の内容		655	655	705	705	705
過不足数(②-①)		-118	-104	-30	-11	13

【塩田地区】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1年生	63	62	60	59	57
	2年生	63	62	60	58	57
	3年生	56	55	53	52	50
	4年生	49	48	46	45	44
	5年生	35	35	33	33	32
	6年生	19	19	18	18	17
	計	286	281	271	265	256
② 確保の内容(定員)		280	280	280	280	280
過不足数(②-①)		▲6	▲1	9	15	24

【嬉野地区】

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1年生	119	117	113	110	106
	2年生	113	111	108	105	101
	3年生	101	99	86	93	90
	4年生	78	76	74	72	70
	5年生	51	50	49	47	45
	6年生	26	26	25	24	23
	計	487	479	463	451	436
② 確保の内容(定員)		375	375	425	425	425
過不足数(②-①)		▲112	▲104	▲38	▲26	▲11

■量の見込みと確保方策

【全市】

- ・共働き家庭の増加など、社会情勢の変化により、保護者が昼間に家庭にいない児童が増え、利用率の増加と生徒数の減少を踏まえた提供体制(定員)の拡充が必要です。

【塩田地区】

- ・塩田地区では7か所で実施しています。低学年は高学年より利用者数は多く、全体では令和8年までは不足しますが、その後、児童数の減少により不足は解消する見込みです。

【嬉野地区】

- ・嬉野地区では9か所で実施しています。このため、利用者数は、塩田地区より多い状況です。全体では、定員が不足しており、計画期間の間に状況を見ながら定員を増やすことを検討します。

- ・放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員等の確保、研修等による質の向上に努めるとともに、各放課後児童クラブの適当な水準を維持するため、定期的な監査の実施や運営状況等を調査し、必要に応じて指導していきます。

「新・放課後子ども総合プラン」について

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、国においては、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブについて、令和元年度末までに約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標とし、計画的な整備が行われてきました。

平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、これに基づく取り組みや目標整備量等について、実施主体である市町村において、子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととされました。この計画の計画期間は、令和5年度まででしたが、令和6年度以降も継続することとされ、こども計画に次の内容を盛り込むこととされています。（「令和6年度以降の放課後児童対策について（通知）」）

市町村が計画に盛り込むべき内容

- ① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備料ならびに、待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策
- ② 放課後子供教室の年度ごとの実施計画

■ 放課後の活動支援（新・放課後子ども総合プラン）

- ・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室などの取組を一層充実していきます。

【主な関連事業】

1 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）

担当課：福祉課、子育て未来課

内容：保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供しています。

実施場所：小学校の余裕教室、放課後児童クラブ室専用棟等

2 放課後子ども教室推進事業 （放課後子ども教室）

担当課：文化・スポーツ振興課

内容：こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習や体験・交流活動を提供しています。

実施場所：公民館等

■令和11年度までの整備計画

		令和6年度 5月1日現在	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
放課後児童 クラブ	低学年（人）	446	515	506	490	477	461
	高学年（人）	220	258	253	245	239	231
	合計（か所）	16	16	16	16	16	16
民営放課後児童クラブ（か所）		1	1	1	1	1	1
放課後子ども教室（か所）		2	2	2	2	2	2
放課後児童クラブと放課後 子ども教室の連携（か所）		0	0	0	0	1	1
一体型の放課後児童クラブ及 び放課後子ども教室（か所）		0	0	0	0	1	1

■提供体制・確保方策の考え方

- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に通う児童同士の交流ができるような仕組みなど、教育委員会、福祉課、子育て未来課、文化・スポーツ振興課が連携を深めながら、放課後の活動支援を実施します。また、全ての児童の安全・安心な居場所の確保に向けて、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（新・放課後子ども総合プラン）が連携しながら活動し、さらに一体型として同一の活動プログラムに参加できるように体制を確保します。
- ・放課後児童クラブは市内16か所、民設民営の放課後児童クラブ1か所、放課後子ども教室（新・放課後子ども総合プラン）は市内2か所で実施しており、今後も地域の特性に応じて活用を進めていくとともに、特別教室や図書館、体育館、校庭等の学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯についても学校施設の一時的な活用ができるようにします。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について、市のホームページや広報紙による周知を継続するとともに、各放課後児童クラブ等を通じて、学校や地域住民（各地域コミュニティ等）がこどもとふれあう場を設け、連携を深めていくよう、地域人材の参画の促進に努めていきます。
- ・定員の確保、また、安全なクラブの実施のため、必要に応じ、クラブ施設の整備を検討します。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業概要

- ・保護者の疾病や仕事などによりこどもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安や育児疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、こどもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。
- ・今期より、レスパイト・ケアと併せて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により、自ら一時的な利用を希望する児童等についても、本事業の活用を想定します。

■量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	19	20	20	20	20
② 確保の内容	19	20	20	20	20
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

■提供体制・確保方策の考え方

- ・休日保育、夜間保育を希望する保護者へ広報により周知を行い、必要に応じて児童養護施設（済昭園）にて対応していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

■事業概要

- ・乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報提供や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。
- ・嬉野市子育て支援センター（嬉野老人福祉センター内）に開設しています。また、嬉野市コミュニティセンター楠風館において、月2回程度「あそびのひろば」を実施します。

■量の見込みと確保方策

単位：人回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5,601	5,509	5,333	5,186	5,015
② 確保の内容	5,601	5,509	5,333	5,186	5,015
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人回は、何人の人が何回利用したかを示す。(利用人数×利用回数=利用人回)

■提供体制・確保方策の考え方

- ・嬉野市地域子育て支援センターは、庁舎の建替えに伴って、実施場所の確保と、利便性向上のための施設の整備を検討します。

⑤ 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育／その他の一時預かり）

■事業概要

- ・幼稚園・認定こども園の預かり保育は、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった在園児を、幼稚園・認定こども園で一時的に預かる事業です。
- ・その他の一時預かりは、通常の利用時間以外に、保育認定を受けないこどもに対し、保育所や認定こども園で保育を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

【幼稚園・認定こども園の預かり保育】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	4,299	4,228	4,093	3,980	3,849
② 確保の内容	4,299	4,228	4,093	3,980	3,849
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

【その他の一時預かり】

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	630	620	600	584	564
② 確保の内容	630	620	600	584	564
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

■提供体制・確保方策の考え方

- ・幼稚園・認定こども園の預かり保育は市内の幼稚園・認定こども園（9園）、その他の一時預かりは、市内の保育所・認定こども園（12園）で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

⑥ 病児・病後児保育事業

■事業概要

・急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	90	90	90	90	90
② 確保の内容	90	90	90	90	90
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

■提供体制・確保方策の考え方

・市内では病児・病後児保育を樋口医院にて実施していますが、利用ニーズも高まっており、利用できない場合は、広域の武雄市病児・病後児保育事業（病児・病後児保育施設テトテ）を利用できるようにし、利用方法について保護者へ周知します。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

■事業概要

・一時的に保育を依頼する会員と、一時的に児童を預かる会員が登録し、育児に関して地域住民が相互援助活動を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	893	878	850	827	800
② 確保の内容	893	878	850	827	800
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

■提供体制・確保方策の考え方

・今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが可能です。
 ・今後、一時的に保育を依頼する会員（お願い会員）と子育ての手助けをしたい人（まかせて会員）、両方の登録者数の増加に向け、市民への周知や子育てサポート一養成講座を開催し、事業の活性化を図ります。

⑧ 妊婦健康診査事業

■事業概要

・妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施する事業です。佐賀県内の医療機関で実施しています。

■量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	227	220	214	209	205
② 確保の内容	227	220	214	209	205
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

・年度の受診率はほぼ100%となっており、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

■事業概要

・保健師等が生後4か月までの全ての乳幼児を訪問し、母子の健康管理、育児支援の情報提供を行う事業です。また、発育発達の観察及び育児に関する指導助言を行います。

■量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	141	136	133	130	127
② 確保の内容	141	136	133	130	127
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

・年度の実施率はほぼ100%となっており、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

⑩ 養育支援訪問事業

■事業概要

・育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	12	12	11	11	11
② 確保の内容	12	12	11	11	11
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

・保健師・看護師・助産師等が自宅訪問を行います。今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

⑪ 利用者支援事業

■事業概要

【基本型】

・子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供を行います。
 ・こどもセンターリュッケ（楓風館内）において実施します。

【こども家庭センター型】

・母子保健と児童福祉の担当課が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や虐待の予防などの相談支援を行います。

■量の見込みと確保方策

【基本型】

単位：か所

基本型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

【こども家庭センター型】

単位：か所

特定型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1	1	1	1	1
② 確保の内容	1	1	1	1	1
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・今後の量の見込みに対して、各1か所の提供体制を確保します。

⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業概要

- ・要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

■提供体制・確保方策の考え方

- ・本市の要保護児童対策地域協議会を中心に、継続して実施していきます。

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業概要

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■提供体制・確保方策の考え方

- ・継続して実施していきます。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業概要

- ・特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■提供体制・確保方策の考え方

- ・今後、対応について検討します。

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

■事業概要

- ・訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て支援等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

■量の見込みと確保方策

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	100	100	100	100	100
② 確保の内容	100	100	100	100	100
過不足数(②-①)	0	0	0	0	0

■提供体制・確保方策の考え方

- ・実施要綱に定める研修を修了した訪問支援員を確保します。

⑯ 児童育成支援拠点事業

■事業概要

- ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

- ・現在、対象となる児童は見込まれませんが、事業について周知を行い、対応が必要な場合は、事業実施の必要性について検討を行います。

⑰ 親子関係形成支援事業

■事業概要

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とします。

■量の見込みと確保方策

- ・現在、対象となる世帯数は見込まれませんが、事業について周知を行い、対応が必要な場合は、事業実施の必要性について検討を行います。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み一覧

	単位	量の見込み					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
延長保育事業 (時間外保育事業)	人	3,526	3,468	3,357	3,264	3,157	
放課後児童 健全育成事業	低学年	人	515	506	490	477	461
	高学年	人	258	253	245	239	231
放課後児童クラブと放課後 子ども教室との連携	か所	0	0	0	1	1	
一体型の放課後児童クラブ 及び放課後子ども教室	か所	0	0	0	1	1	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	19	20	20	20	20	
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	人回	5,601	5,509	5,333	5,186	5,015	
一時預かり 事業	幼稚園の 預かり保育	人日	4,299	4,228	4,093	3,980	3,849
	その他の 一時預かり	人日	630	620	600	584	564
病児・病後児保育事業	人日	90	90	90	90	90	
ファミリー・サポート・ センター事業	人日	893	878	850	827	800	
妊婦健康診査事業	人	227	220	214	209	205	
乳児家庭全戸訪問事業	人	141	136	133	130	127	
養育支援訪問事業	人	12	12	11	11	11	
利用者支援事業	か所	2	2	2	2	2	
子どもを守る地域ネットワ ーク機能強化事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	
実費徴収に係る補足給付を 行う事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	
子育て世帯訪問支援事業	人日	100	100	100	100	100	
児童育成支援拠点事業	人	0	0	0	0	0	
親子関係形成支援事業	人	0	0	0	0	0	

※放課後児童健全育成事業は2区域ですが、ここでは全市の見込みを記載しています。

※人日は、何人の人が何日利用したかを示す。(利用人数×利用日数=利用人日)

※人回は、何人の人が何回利用したかを示す。(利用人数×利用回数=利用人回)





第6章 第2次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

国は、戦争未亡人対策から始まりすでに50年以上が経過した母子家庭等対策の抜本の見直しを行い、これまでの「経済的支援」(手当での支給)から「自立の支援」への転換を目指し、平成14年3月に「母子家庭等自立支援対策大綱」を発表しました。平成14年11月には「母子及び寡婦福祉法」を改正し、国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備を進めることとしました。

このような中、平成20年から5年間の新たな「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な指針」が定められ、地方公共団体において母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、より一層母子家庭等の支援施策を推進していくことが求められました。

平成26年4月に「母子及び母子寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、ひとり親家庭に対する国及び都道府県の支援強化が図られるとともに、父子家庭への支援が拡充されることとなりました。また、平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮世帯への家計相談事業やこどもの学習事業を含む「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

平成27年10月には、平成25年3月に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」を踏まえて、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本の方針」(以下「基本の方針」という。)が定められ、母子家庭等施策の展開のあり方と、都道府県等に対し自立支援計画を策定する際の指針が示されました。これを踏まえ、本市においても令和元年度に「第1次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、自立促進に向けて各種施策を実施してきました。

令和元年度に国の「基本の方針」は見直しが行われ、令和2年度から令和7年度までを方針の対象期間として新たな「基本の方針」が示されています。

ひとり親家庭の親は「子育て」と「家計の担い手」という2つの役割を一人で担っているため、負担が大変大きくなる傾向にあり、様々な困難に直面すると、こどもにも大きな影響が及びます。ひとり親家庭等が長期的な展望に立ち、希望を持って新たな生活を築いていくためには、ひとり親家庭等の自立を図るための総合的な支援策の推進が求められています。

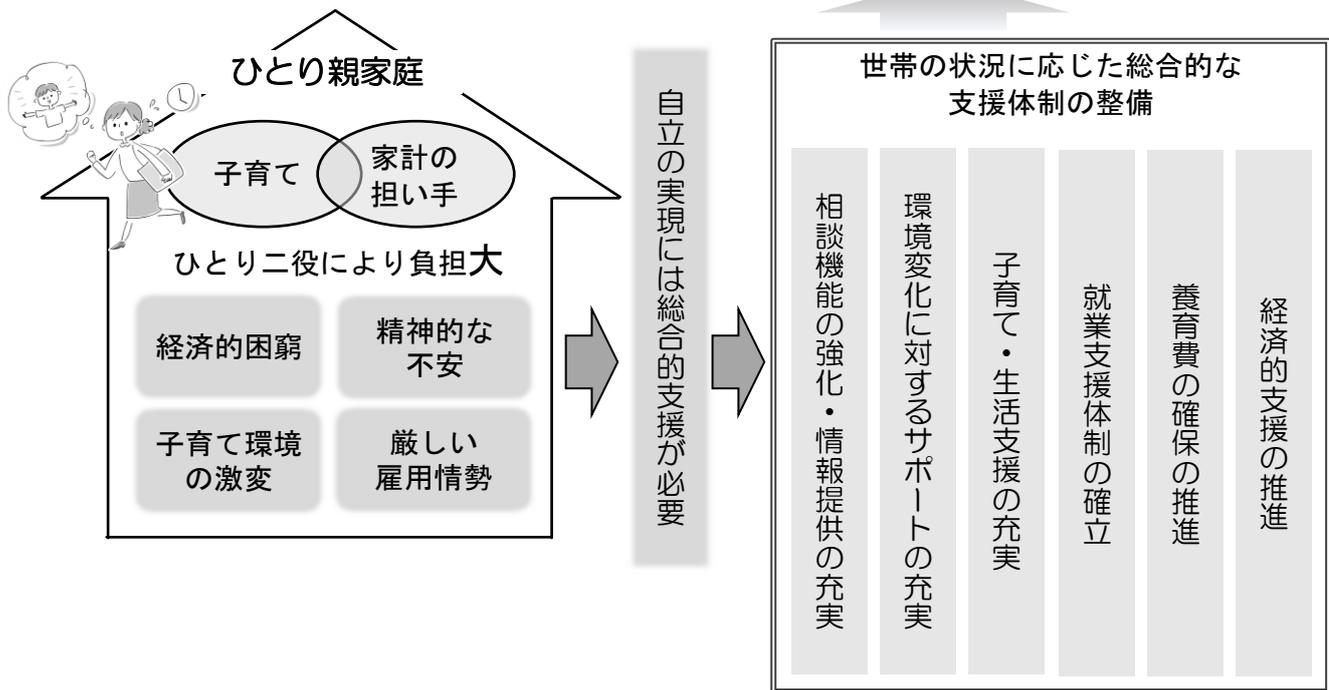
以上の経緯から「基本の方針」の見直しを踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を引き続き図るため、「第2次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものです。

■ 基本理念及び計画の概念

基本理念

成長をみんなで支え ことも・若者が夢と希望を持って
 幸せな生活を送る 笑顔あふれるまち うれしの

健やかなこどもの成長、経済的な安定・自立の実現



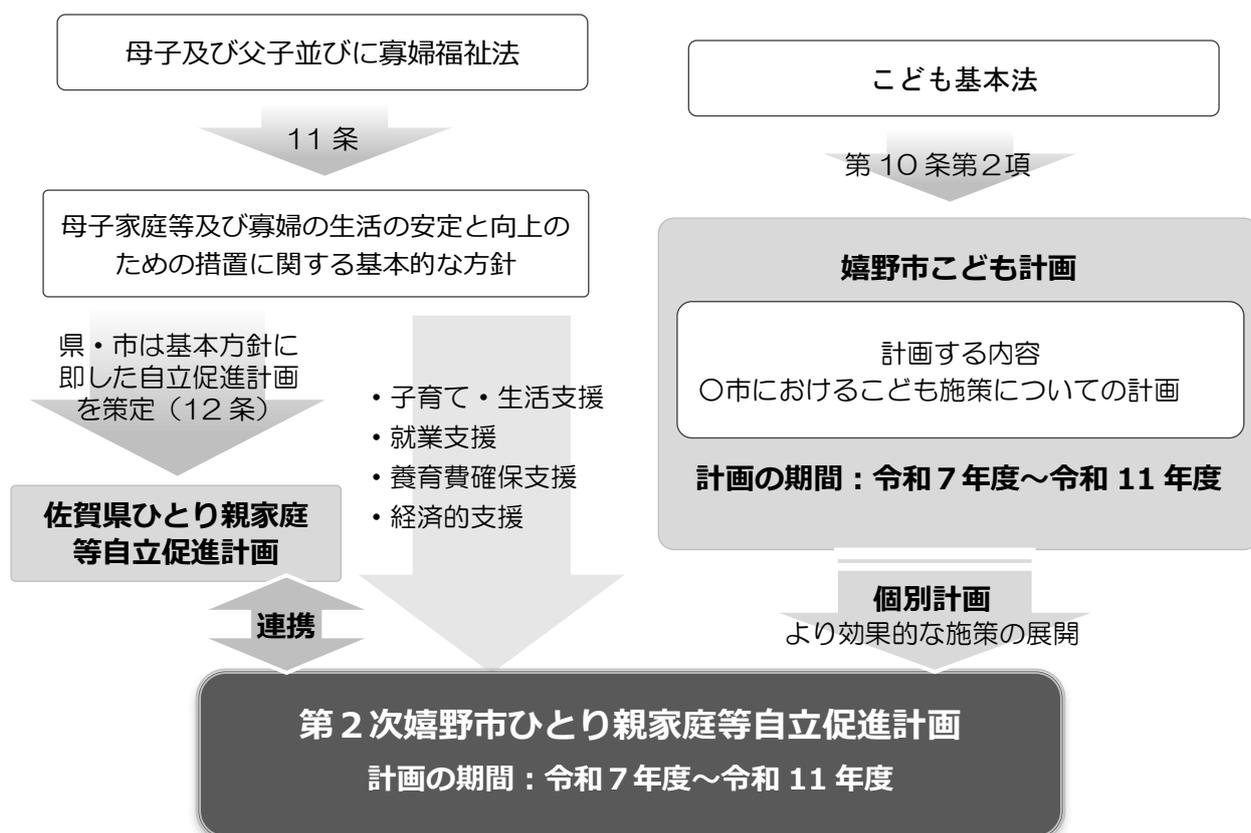
(2) 計画策定の根拠

第2次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づき、嬉野市のひとり親家庭等に対する施策の一環として策定するものであり、策定にあたっては同法第11条の基本方針を踏まえることとします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のため、自立支援を総合的に推進する指針となるものです。また、「嬉野市こども計画」のうちの「ひとり親家庭等の支援」に関する個別計画であり、佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画との整合を図っています。

■ 基本理念及び計画の概念図



(4) 計画の期間

この計画の期間は「嬉野市こども計画」と終期を合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(5) 計画の対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

(6) 用語の定義

- ひとり親家庭等 ……………母子家庭、父子家庭、寡婦
- 母子家庭、父子家庭 …以下のいずれかに該当し、20歳未満のこどもがいる家庭
 - ・ 配偶者が死亡した方
 - ・ 配偶者と離婚した方
 - ・ 配偶者の生死が不明な方
 - ・ 配偶者から遺棄されている方
 - ・ 配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養を受けられない方
 - ・ 配偶者が心身の障がいにより働けない方
 - ・ 婚姻によらないで母・父となった方
- 寡婦……………かつて母子家庭の母であり、こどもが成人したのち、なお配偶者のない状態にある方

2 ひとり親家庭等の現状と課題

(1) 統計資料によるひとり親家庭等の現状

令和2年の国勢調査によると、本市の18歳未満のこどものいる母子世帯は148世帯、父子世帯は11世帯となっており、一般世帯に占める母子世帯の割合は年々増加しています。

(2) 佐賀県ひとり親家庭等実態調査

1) 調査実施概要

① 調査期間

令和5年8月1日～令和5年8月31日

② 調査対象

佐賀県内の母子家庭、父子家庭、養育者及び寡婦を対象として、無作為抽出3,606世帯のうち、回答2,122件（回収率58.8%）

2) 調査結果のまとめ

調査報告書のまとめを下記に示します。（全県の結果）

① ひとり親になった理由

・母子家庭、父子家庭ともに8割以上は離婚が原因

② ひとり親家庭の就業

・母子家庭、父子家庭とも常時雇用が増加

（母子家庭50.6%で1.3ポイント増、父子家庭73.6%で7.1ポイント増）

③ ひとり親家庭の収入状況

・平均年間就労収入は、母子家庭の母親が212万円、父子家庭の父親が288万円

④ ひとり親が常時雇用を希望しない理由

・母子家庭、父子家庭との「こどもが小さいから」が最多

⑤ ひとり親が資格取得を希望しているが取得できない理由

・母子家庭、父子家庭ともに「費用を払う余裕はない」が最多で、「資格取得のための学習時間がとれない」と続く

⑥ ひとり親が、「公的制度・サービス」について情報を得る手段

・母子家庭、父子家庭ともに「県や市町のホームページ」と「県や市町の広報紙」の割合が高い。

⑦ ひとり親が希望するこどもの最終学歴

・母子家庭では「大学・大学院」、父子家庭では「高等学校」が最多。その内、学習塾等に「通わせている」のは、35.8%となっています。

⑧ こどもの持ち物

・高校生のいる世帯では「携帯電話・スマートフォン」と「自転車」の割合が高い

⑨ ひとり親家庭の未就学児の保育状況

・母子家庭では「母親自身」、父子家庭では「保育所」が最多

(3) ひとり親家庭等の課題

本市では、ひとり親家庭への支援として、保育所への優先入所を行っており、平成28年度からは嬉野市ひとり親子育て世帯応援給付金事業の実施や母子父子自立支援員を配置し、相談体制の充実を図ってきました。

県の調査では、母子家庭で子どもを大学・大学院への進学を希望している割合が高くなっていますが、その内、学習塾等に「通わせている」のは、35.8%で、本市の「貧困対策計画調査」の標準世帯の中学生の回答38.2%（家庭教師含む）より少なくなっています。

今後、親と子が進学先など将来を見据えながら、自立した生活が送れるよう、学習支援、奨学金の支給が求められています。また、全県的に正規就労の割合が高まっていますので就労支援や、各種助成制度や手当の支給など生活支援や経済的な支援、相談体制の充実が求められています。

3 ひとり親家庭への施策の展開

施策1 ひとり親家庭等への生活・子育て支援の充実

子育て短期支援事業や保育所の優先的な入所など、母子・父子家庭等の生活及び子育て支援の充実を図ります。

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 ひとり親家庭等日常生活支援	ひとり親家庭及び寡婦が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、又は生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣します。	子育て未来課 (県事業、ひとり親家庭サポートセンター)
2 子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事などによりこどもの養育が一時的に困難になった場合に、こどもを児童養護施設等で一時的に預かりを行います。	子育て未来課
3 保育所等の優先入所	ひとり親家庭の保護者が、安心して就労・求職活動ができるよう、保育所や放課後児童クラブ等への入所を優先します。	子育て未来課
4 幼児教育・保育の無償化(拡充)	住民税非課税世帯の場合、3歳から5歳児に加えて0歳から2歳までのこどもの利用料が無料になります。	子育て未来課
5 安定した住まいの確保	住宅に困っているひとり親家庭に対し、市営住宅への優先入居の配慮などを検討し、安心してこどもを育てられる住まいの供給に努めます。	子育て未来課 建設課

施策2 ひとり親家庭等への経済的支援の充実

児童を養育しているひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を始め、各種助成金の支給や保育料の減免などに取り組みます。

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 児童扶養手当の支給	母子家庭又は父子家庭等で児童を養育している家庭に対し、児童扶養手当を支給します。	子育て未来課
2 ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭への医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担の一部を助成します。 (助成対象は、児童は、18歳に達した日の属する年度の末日までの間。20歳未満の児童を養育している母子家庭の母親、父子家庭の父親。)	子育て未来課
3 嬉野市ひとり親子育て世帯応援給付事業	未就学児を養育しているひとり親家庭に対し、ひとり親子育て世帯応援給付金を支給します。	子育て未来課
4 保育料等の軽減	ひとり親家庭の世帯で、一定の要件を満たす場合には、保育所等の保育料を軽減します。	子育て未来課
5 就学援助	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学用品費・医療費・給食費などの就学に必要な経費の一部を援助します。	教育総務課
6 嬉野市奨学金資金貸与	経済的な理由によって高等学校や大学などに在学、進学が困難な生徒に奨学資金の貸付を行い、在学・進学を支援します。	教育総務課
7 高等教育の修学支援新制度	要件確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に通う生徒の経済的負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の授業料及び入学金の補助が受けられます。	教育総務課 学校教育課 (県事業、各大学、専門学校等)
8 ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の小学生・中学生を対象に学習支援を行うボランティア事業の実施を支援します。	子育て未来課(県事業)

施策3 ひとり親家庭等への就労支援の充実

母子家庭の母親など、ひとり親家庭の経済的自立に向けて、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金制度を活用し、職業知識や基礎的技能の取得を支援するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援に努めます。

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 母子家庭等就業支援講習会の周知・活用促進	ひとり親家庭や寡婦の自立支援を図るため、就労に必要な知識技能を習得するための介護職員初任者研修やパソコン関係の資格取得につながる講習会を開催する事業です。制度について周知し、活用促進を図ります。	子育て未来課 (県事業、ひとり親家庭サポートセンター)
2 自立支援教育訓練給付金制度の周知・活用促進	母子家庭の母又は父子家庭の父が、職業能力の開発のための指定講座を受講した場合、教育訓練修了後、受講費用の一部を助成する事業です。制度について周知し、活用促進を図ります。	子育て未来課
3 高等職業訓練促進給付金制度の周知・活用促進	母子家庭の母や父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金等を支給する事業です。制度について周知し、活用促進を図ります。	子育て未来課
4 高等職業訓練促進資金貸付金の周知・活用促進	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親の方に対し、自立を促進するための資金貸付を行う県の事業です。制度について周知し、活用促進を図ります。	子育て未来課 (県社会福祉協議会事業)
5 ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援	ひとり親家庭の保護者に対し、ハローワークと連携した就業相談などの就労支援を行い、また、関係機関とも連携を行いながら、継続的支援を推進します。	子育て未来課
6 ひとり親家庭等在宅就業推進事業	ひとり親家庭が安定した生活を得るため、一般就労が困難なひとり親家庭の親に対して、子育てと仕事の両立が図りやすいITを使った在宅就業や就労に役立つパソコン講座等の支援を周知し、活用促進を図ります。	子育て未来課 (県事業、NPO法人ひとり親ICT就業支援センター)

施策4 相談体制・情報提供の充実

ひとり親家庭及び寡婦（夫）が抱える子育て、生活、就業など、日常生活全般に関する悩みごとの相談を母子・父子自立相談員が受け付け、問題解決の援助を行うとともに、各種サービスに関する情報提供を行います。

■具体的取組

項目	内容	担当課
1 母子・父子自立支援員による相談支援	母子・父子自立相談員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、就職や求職活動に関する支援を行います	子育て未来課
2 生活困窮家庭の自立支援	生活に困窮するひとり親家庭等の自立支援を図るため、「自立相談支援業務の充実」「就労に関する支援」「住居確保給付金の支給」「家計改善に関する助言」「生活福祉資金の活用」などを推進します。また、制度に関する情報提供を行い、周知を図ります。	福祉課 子育て未来課
3 ひとり親家庭サポートセンターの周知・活用促進	ひとり親家庭や寡婦の人の各種相談に応じるとともに、生活指導や就職支援など、ひとり親家庭や寡婦の福祉のためのサービスを総合的に行う母子・福祉施設です。周知し、活用促進を図ります。	子育て未来課 (県事業、ひとり親家庭サポートセンター)
4 女性相談支援員による相談支援	女性相談支援員が、女性が抱える各種悩みについて、電話や面接により相談を実施しています。	子育て未来課



第7章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、こども・若者のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・県や関係機関との連携をさらに強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、保育所・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。子育て支援の関係者やこども・若者のいる家庭だけでなく、市民を始め地域全体で子育て環境の一層の充実を図るとともに、本市の全てのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現するために、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、こども・若者に関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

2 計画の進捗管理・評価

計画の着実な推進のためには、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画では事項に示す計画の指標と目標値を設定し、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「嬉野市子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

3 嬉野市こども計画の指標、目標値

(1) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

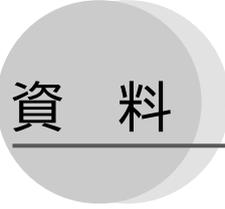
番号	項目	年代	現状値 令和5年 (2023年)	目標値 令和11年 (2029年)	出典
1	「生活に満足している」と思 うこども・若者の割合	小学生	78.6	90	子ども・若者計画調 査
		中学生	58.5	70	
2	「今、幸せだ」と思ふこども・ 若者の割合	小学生	92.9	95	子ども・若者計画調 査
		中学生	88.0	95	
		15～39歳	85.6	95	
3	「今の自分が好きだ」と思ふ こども・若者の割合(自己肯定 感の高さ)	小学生	85.7	95	子ども・若者計画調 査
		中学生	76.2	85	
		15～39歳	58.7	70	
4	「自分には話せる人がいな い」と感じるこども・若者の割合	小学生	88.1	95	子ども・若者計画調 査
		中学生	78.3	85	
5	「自分の将来について明るい 希望がある」と思ふこども・若 者の割合	小学生	88.7	95	子ども・若者計画調 査
		中学生	77.7	85	
		15～39歳	67.8	80	

(2) こども・若者、子育て当事者の状況等を把握するための指標

番号	項目	現状値 令和5年 (2023年)	目標値 令和11年 (2029年)	現状値出典	
1	こどもの貧困率	16.1%	11.5% ※1	子どもの貧困対策 計画調査	
2	電気、ガス、水道料金の未払い 経験	電気	3.9%		減少
		ガス	2.9%		減少
		水道	3.6%		減少
3	食料又は衣服が買えない経験	食料	9.1%		減少
		衣服	12.3%	減少	
4	ヤングケアラーに該当する割合	11.3%	1.8% ※1		
5	安心できる場所の数が1つ以 上あるこども・若者の割合	小学生	98.2%	100%	子ども・若者計画 調査
		中学生	99.0%	100%	
		15～39歳	98.8%	100%	
6	いじめの重大事案の発生件数	0件	0件	教育委員会資料	
7	不登校児童生徒数	小学生	26人	減少	教育委員会資料
		中学生	38人	減少	
8	50歳時点の未婚率	男性	12.7%	減少	国勢調査(R2)
		女性	6.4%	減少	
9	合計特殊出生率	1.54	1.63 ※2	人口動態統計調査	
10	ひとり親世帯の電気、ガス、水 道料金の未払い経験	電気料金	5.7%	減少	子どもの貧困対策 計画調査
		ガス料金	8.6%	減少	
		水道料金	5.7%	減少	
11	ひとり親家庭の食料又は衣服が 買えない経験	食料	14.3%	減少	子どもの貧困対策 計画調査
		衣服	20.0%	減少	

※1：国の現状値（出典：こども大綱）

※2：嬉野市人口ビジョンから算出



資料編

嬉野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 44 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。次条第 2 項において「法」という。）

第 77 条第 3 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、嬉野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者
- (4) 民生委員・児童委員を代表する者
- (5) 学校を代表する者
- (6) 市職員その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嬉野市子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和7年3月31日

委員 号数	選出機関・団体	氏 名	備 考
1号	保護者代表	久野 博美	
1号	小学校保護者代表	宮崎 杏美	
1号	子育て支援センター 保護者代表	西田 希	
2号	事業主代表	小佐々 太郎	【会長】
3号	放課後児童クラブ代表	秋月 久子	
3号	たちばな学園代表	兵働 朋美	
3号	保育園代表	熊 容子	
3号	//	富永 慧眞	令和6年4月1日変更
3号	幼稚園代表	原田 勝彦	【副会長】
4号	民生委員・児童委員代表	辻田 律子	
4号	//	中島 恵美子	
5号	学校代表	武藤 敏	
6号	教育委員会	榮岩 和浩	学校教育課長 令和6年4月1日変更
6号	嬉野市	小池 和彦	市民福祉部長
6号	嬉野市	佐熊 朋子	健康づくり課長

計画策定の経緯

開催日・期間	項目	主な内容
令和5年12月22日	令和5年度 第1回 嬉野市子ども・子育て会議	○第3期嬉野市子ども・子育て支援事業計画 策定方針、策定方法について ○アンケート調査の実施について
令和6年2月9日 ～3月15日	アンケート調査	(調査対象者) ・就学前児童保護者、小学生児童保護者 ・小学5・6年生保護者、中学1・2年生保 護者 ・小学5・6年生本人、中学1・2年生本人 ・高校生世代以上39歳まで
令和6年6月24日 ～7月19日	ヒアリング調査	(調査団体) ・民生児童委員協議会 ・嬉野市こどもセンターLykke ・子育て支援センター ・スクールソーシャルワーカー、養護教諭 ・地域コミュニティ(青少年部会) ・母子保健推進委員会
令和6年11月6日	令和6年度 第1回 嬉野市子ども・子育て会議	○「第3期嬉野市子ども・子育て支援事業計 画」について ・「嬉野市こども計画」としての位置づけ ・「嬉野市こども計画」(素案)について
令和6年12月23日	令和6年度 第2回 嬉野市子ども・子育て会議	○「第3期嬉野市子ども・子育て支援事業計 画」について ・「嬉野市こども計画」(修正内容の確認) ・パブリックコメントについて
令和7年2月12日 ～3月5日	パブリックコメント	・計画(案)を市のホームページ及び窓口カ ウンターで閲覧に供し、市民から意見を 募集

嬉野市 こども計画

(令和7年度～令和11年度)

発行年月 令和7年3月

編集・発行 嬉野市 市民福祉部 子育て未来課
〒849-1492

佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769

T E L 0954-66-9121

F A X 0954-66-9140

<http://www.city.ureshino.lg.jp/>



嬉野市 こども計画

第3期嬉野市子ども・子育て支援事業計画
嬉野市次世代育成支援地域行動計画
嬉野市子ども・若者計画
嬉野市子どもの貧困対策推進計画
第2次嬉野市ひとり親家庭等自立促進計画
